

令和8年3月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和8年3月10日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和8年3月10日(火) 午前 9時00分
閉 会 日 時	令和8年3月10日(火) 午後 3時11分
委 員 長	川 崎 葉 子
委員会出席委員	
委 員 長	川 崎 葉 子
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	金澤孝太郎 金子雄一 矢島洋文 小泉晋史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第16号	鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例	原案可決
第17号	鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決
第18号	鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第24号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第30号	令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 藤崎 秀也
市長政策室副室長 小川 裕子
市長政策室長参事兼
秘書課長 中山 浩一
総合政策課長 吉野 智和

(総務部)

総務部長 関根 正
総務部副部長 中根 哲
総務部参事兼
契約検査課長 小倉 英樹
総務部参事兼
やさしさ支援課長 高橋 和久
総務課長 遠藤 美穂
職員課長 小林 健介
ICT 推進課長 松本 康治
総務課副参事 藤平 健司

(財務部)

財務部長 鈴木 誠司
財務部副部長 原口 佳之
財務部参事兼
財政課長 富田 真久
資産管理課長 秋元 宏康
税務課長 野口 豊和
収税対策課長 川又 敦子
資産管理課副参事 山岸 晃

会計管理者 矢澤 欣子
参事兼会計課長 佐々木 志万子
監査委員事務局長 服部 和代
吹上支所長 戸ヶ崎 徹
川里支所長 山縣 一公

書記 國島 清文

書記 大谷 直樹

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

初めに、吹上支所長より発言を求められておりますので、よろしく願いいたします。

(吹上支所長(部長級)) おはようございます。先日の金子委員さんの広告放映モニター設置使用料の答弁の中でモニターの大きさを「42インチ」と申し上げましたが、正しくは「50インチ」となります。

また、吹上支所、川里支所、本庁、同じ契約となりますと申し上げましたが、正しくは「吹上支所、川里支所を含め、市民課にて長田広告株式会社と協定を結んでおります」になりますので、おわびして訂正をお願いいたします。

(委員長) 続いて、川里支所長より発言の申出がありましたので、それを許可いたします。

(川里支所長(副部長級)) 発言の訂正をお願いいたします。

昨日、金子委員の議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のご質問で、広告放映モニターの契約について、複数年の契約の取決めはないのかの質問に、単年度の契約であると発言してしまいましたが、実際は協定となっており、広告付番号案内表示機等協定で、協定の有効期限は協定締結日の令和4年5月28日から5年間となっており、令和9年5月27日までが協定の有効期限となっておりました。おわびして訂正いたします。

(委員長) 続いて、金子雄一委員より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(金子) ただいまの吹上支所長と川里支所長のほうの発言を受けまして、私のほうも訂正とおわびを申し上げます。

先ほどのテレビモニターに関しましての事項でございますけれども、契約ということで私のほうも質問いたしましたけれども、こちらについては協定ということで訂正をお願いしたいと思います。

それとあと、その関連としまして、契約ということで、入札等ということで、そういうふうな文面で質問いたしましたので、そちらについても

削除をお願いしたいと思います。訂正とおわびということで申し上げます。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正について、ご了承願います。
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(委員長の声あり)

(委員長) 金澤孝太郎委員、発言の訂正ですか。

(金澤) いいですか。

(委員長) どうぞ。

(金澤) すみません。昨日、議案第30号の令和8年度一般会計予算の中で、初めの質問で、428ページの地方債のところ、私のほうで令和8年度の地方債見込み残高は290億1,911万との予想で、「令和5年度末」と言うべきところを「令和7年度」と言ってしまいましたので、「令和5年度末」に変更していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(税務課長) おはようございます。昨日の委員会におきまして矢島委員からご質問いただきました本則課税の割合につきまして、確認が取れましたので、ご報告いたします…

(委員長) ちょっとお待ちください。税務課長、ごめんなさい。
ただいまの金澤委員の発言の訂正について、ご了承願います。
また、字句その他の整理については委員長に一任願います。
では、税務課長より発言を求められておりますので、それを許可いたします。

(税務課長) おはようございます。昨日の委員会におきまして矢島委員からご質問いただきました本則課税の割合につきまして、確認が取れましたので、ご報告いたします。

令和7年度の宅地に占める本則課税の割合は、筆数ベースで93.4%となっております。

以上です。

(委員長) それでは、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳出について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(資産管理課長) すみません、2点訂正をお願いします。

100ページ、101ページのところの中ほど下辺り、公共施設等マネジメント事業のところなのですけれども、「研修会等に参加するための旅費などです」と申すべきところを「研修会等に参加するための旅費や不動産財産を売却するための不動産鑑定手数料や測量委託料などです」と述べてしまいました。訂正をお願いいたします。

それと、もう一点、その下の包括施設管理業務事業につきまして、「市内140か所」と申し上げてしまったのですけれども、本来「市内139か所」の間違いでした。おわびして訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時50分)



(開議 午前10時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第30号、令和8年度の一般会計予算の歳出について、今ご説明をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、93ページをお願いいたします。93ページの広報広聴庶務事業、これは市長のまち探検事業ということで13万8,000円かな、あるのですが、これお聞きしますと、令和5年度が3件、6年度が5件、7年度が5件という訪問をしているというお話を聞きました。訪問先の選定というのをまずどのようにしているのか、まずそこからお願いしたい。

(市長政策室参事兼秘書課長) お答えさせていただきます。

令和5年度に始めました本事業でございますが、令和6年度からは、企

業や事業所だけではなく、新たに市民活動団体等を対象に加えて実施をしております。工業、商業、農業、子育て、福祉、市民活動など、幅広い分野から訪問先を選定できるよう、商工観光課をはじめ自治振興課や子ども応援課等、関係各課と連携を図りながら訪問先の選定に努めているところでございます。

以上です。

(金澤) 今、答弁では各部署とも連携を取って選定を選んでいるということなのですが、訪問を受ける先、これは広報等に掲載されますよね。だから、企業というか訪問先は、そのイメージアップというか、あとは宣伝効果といったはあれだけれども、そういう効果が図れると思うのだけれども、行った先の訪問先の反響というのはどうですか。

(市長政策室参事兼秘書課長) 訪問先の反響ということでございますが、お聞きしているところでございますと、お客様から広報紙を見たとき声をかけられる機会が多くあったですとか、商工会に加盟している企業さんとかですと、商工会関係の会議で広報紙の話題になり、効果を感じているですとか、社員のモチベーションアップ、そういったものにつながっていると感じているですとか、訪問先の企業のホームページ、そちらの閲覧回数が増えたなどといったお声をいただいております。また、地域課題といいますか、社の取組を市長はじめ行政側と意見交換ができるいい機会だという、そういったお声をいただいております。

(金澤) 次に、同じ93ページのその下に市長への意見等提言事業ということで7,000円のあれがありますが、これ年度的にまだ終わっていないけれども、令和7年度の集計状況ということで、過去の意見とか提言等で市民協働とか行政運営等とか、政策総務常任委員会、政策総務の委員会のほうに関連するものというのはどういうものが、内容があるのか。分かっている範囲でいいですが、お聞かせ願いたい。

(市長政策室参事兼秘書課長) まず、令和7年度2月末時点での状況でございますが、総数といたしまして262件、ご意見等いただいております。そのうち191件が回答済みとなっております、71件につきましては回答不要との意思表示があったもの等、そういった内訳となっております。

ご質問の市民協働や行政運営等、本委員会に関連するものがどういったものがあったかといったようなご質問でございましたが、ここ数年見ますと、市のホームページや広報紙に関してのご意見といたしますか、ご質問みたいな、そういったようなご意見を多くいただいている状況でございます。ホームページ、広報紙、どちらにしましてもリニューアルをちょうどした時期でございまして、そちらの内容についての意見等が大半を占めている状況でございます。そのほか、委員会に直接関係がある事例ではございませんが、実現した一例を申し上げますと、例えば自治会関係でございしますが、行政側から依頼をしている提出書類、そうしたものの集約ですとか、そういったことが図られないかといったようなご意見をいただいたことがございまして、自治振興課と協議をしまして、電子データでホームページ上にアップをして利便性を図る、そういった事務改善的な解決を図った例ですとか、産後ケア事業が利用できる通所型施設の追加、また宿泊型サービスの導入ですとか、防犯カメラ等設置補助等、そういった制度の創設などがございます。

以上でございます。

（金澤）同じページで続いてしまうのですが、広報紙の発行事業についてちょっと確認です。これ私、前にも質疑しているのですが、結構町内会とか要望が強いので質問しますけれども、広報紙というのは毎月15日が基準で配布するというので、数日前から担当部署の職員等が庁内でも仕分をしているという形で、内容的にはよく分かっているとは思いますが、その広報紙の配布、これが各自治会、町内会でかなり負担になっているのです。それで、中には、ほかの市等ではこういう配布方法をやっているよとかという話も何かやっぱり聞いてきているのだ。本市の場合に、補助金というか手当かな、あれが市のほうに出しているから、その対価というのは当然分かっているのだけれども、別の配布方法は考えられないかという要望が強いので、今回もう一度質問しましたが、いかがですか。

（市長政策室参事兼秘書課長）まずは、日頃より行政からの配布物の依頼についてご対応いただいております、自治会の皆様には御礼と感謝

を申し上げたいと思います。

自治会の皆様に一定のご負担をおかけしているという、そういった面もございますが、広報紙の配布が一方で地域の見守りや防犯、また住民同士のコミュニケーションを深める機会にもなっているような、そういったお声もいただいております、良好な地域社会を醸成する効果、そういったものもあるものだと認識はしてございます。委員おっしゃられた外部委託による全戸配布、そういった事例が近隣市町村でもちらほらある状況でございますが、負担軽減の面では有効と考えてはおるのですが、一方で、先ほど申し上げました地域コミュニティー醸成の機会の喪失ですとか、逆に今度自治会加入率の低下につながるのではないかと、そういった懸念ですとか、配布費用の増大、そういったことが想定をされまして、総合的に慎重な判断が必要であると考えております。そういったこともありまして、現時点では自治会、町内会を通じた配布方法を継続してまいりたいなど、そのように考えているところでございます。

（金澤）これ自治振興課のマスターになってしまうかもしれないのだけれども、各自治会とか町内会で、ではその広報の配布方法というのを、みんなばらばらでやっていると思うのだ。その辺をつかんでいるかどうか。要は、回覧板で回すところもあれば、町内会の役員さんがビニールの袋に入れて各1軒1軒ポスティングをしているとか、そういう先もあるわけ。だから、自治会によって配布方法がばらばらのだけれども、その辺についても、ある程度市のほうでつかんでおいたほうが良いと思うのですが、いかがですか。要望で言うてしまうとまずいか。はい、どうぞ。

（市長政策室参事兼秘書課長）申し訳ございません。自治振興課のほうではもしかしたらつかんでいるかもしれませんが、確かに自治会によって、地域によって、今までの配布の仕方というのは様々であるかと思えます。私も自治会長もしくは連絡員さんとかという、そういった方々を事前に登録をいただいております、そういった方々に市のほうで配布をして、さらに自治会、町内会のほうに深く配っていただく、そのような方式がほとんどだかと思えますけれども、連絡員さんから先の細かい配布の仕方というのは、申し訳ございませんが、ちょっと把握はしてい

ない状況でございます。すみません。

(金澤) 次に、101ページの包括施設管理業務事業5億1,861万6,000円、これについて質問します。

委託期間が令和4年から令和9年ということで5年間。長きにわたる持続可能な公共施設の管理運営ということで理解はして、委託先がGMでやっているというのですが、7年度の管理施設の増加というのがあったのかどうか、まず確認させてください。

(資産管理課長) 7年度中の増減はありませんでした。

(金澤) 次に、8年度の委託施設先の状況なのですけれども、施設管理等の見直しを今度こうやろうとか、そういう8年度の計画というか、目標、そういうのがあるのですか。

(資産管理課長) まず、委託施設の対象とする施設が令和8年度は139施設ということで1減となっております。これは旧水資源開発公団払下げ住宅といった、宮地にある建物なのですけれども、こちらが住んでいる方がいらっしゃらなくなったということで対象外としております。それ以外の保守点検であるとか、そういったものについては、引き続き今年度と同様な形で続けていきたいと考えています。

以上です。

(金澤) 次ののですが、結局この業務委託事業で、当然その老朽化の進行防止とか管理水準のばらつき、また専門職員の不足等の課題というのの解決のためのこれは事業という形で私も理解しているのですが、今まで4年間でやっぱり課題解決にこれだけの投資して寄与したものは、大きなものというのはいくつかあるのですか。

(資産管理課長) まず、建物の老朽化の進行防止、こういった点ですが、ビルメンテナンス事業者による建物全体の管理、それと巡回点検が行われたことで、こういった点では建物の長寿命化にはつながっているというふうには考えております。それと、管理水準のばらつきにつきましても、市内各施設の管理において、受託者から提供されているシステムでの一元管理による、対応するための仕様の水準であったりとか、対応するための優先順位、こういったものが統一化されて管理、品質がつなが

っているというふうには認識しているところです。それと、専門職員の不足についても、こちらについても、ビルメンテナンス事業者による月2回の巡回点検などで効率的に建物が管理されているといった点では実感しているところです。

以上です。

（金澤）今のご答弁の中で専門職員のお話がございました。これは委託業務先でお願いしているという形なのだろうけれども、市の職員の中にもある程度そういうものの専門的な部署の者が、分かっている人がいないと、もう右から左全部委託業者のほうにお任せという形になると、実際管理としてどうなのかなというところがあるのですが、市職員内で専門的な部署を育成するとか、そういう考えというのはないのですか。

（資産管理課長）まず、現状としては、受託されている業者のほうからシステムを通して全て、こういう不具合があって、こういった形で修繕しますというような流れについては、資産管理課のほうに全て上がってきます。そういった点では、建築に関して詳しい職員が全て内容をチェックして、全て私のところにこういった形で修理しますよというような形で流れてきていますので、そういった点では、職員のほうも全て目を通して修繕等、保守点検等を対応しているという点は漏れがないかなというふうには考えています。これに関しての職員の育成等についても、やはり建築が詳しい方がいいかと思うのですけれども、そういった方への採用等、配属等はこちらからも望んでいるところです。

以上です。

（金澤）次なのですが、総合管理計画の個別計画の中でも年度内予定での修繕というか修理とか、そういう計画というのはあると思うのだけれども、これから資材とかの物価とか人件費等が高騰する影響が出てくるわけなのだけれども、次年度以降に繰り越す事業というのは、なるたけないほうがいいのかと思うのだけれども、やっぱり出てきているのですか。

（資産管理課長）修繕等に関しては、タイミングによっては年度をまたぐこともあるかと思うのですけれども、ただそれについては、どちらの支払いにするか、これから出たときに検討したいと思います。

以上です。

（金澤）結構次年度に繰り越す事業というのは件数的にはあるの。そんなにない。

（資産管理課長）そんなにはないと思っているのですけれども、ちょっとすみません、具体的な数字は。

（金澤）次なのですが、当然、この包括管理業務事業を行うに当たっては、取決めの中で優先的に市内事業者を活用するというのが条件というか、決められると思うのだけれども、その事業者をこうやって活用しているのだよというのを執行部のほうではどのようにチェックしているのか。書面で提出させているのか、何かその辺はどういう形でやっているのですか。

（資産管理課長）こちらにおいても全てシステムで、保守に関すること、修繕に関すること、全て金額、その内容、どこの業者か、全てがリスト化されてこちらに提出されていますので、そういった点では市内業者を使うよう、こういったものは市内業者が使えるのではないかとかというような提案はできるかと思えます。

以上です。

（金澤）システムで大体全部チェックできているというところなのでしようけれども、実際の事業者の活用というのはどの程度なのか。

（資産管理課長）昨年度の実績を申しますと、まず建物の保守点検に関する業務につきましては、金額のベースでいきますと約59%が市内事業者のほうに再委託されています。それと、施設の修繕に関するもの、こちらに関しては、昨年度の実績ですと、こちら金額ベースですと約74%が市内事業者のほうに再委託という形でされております。

以上です。

（金澤）ありがとうございました。大体市内業者にも行き渡っているなというのが分かりましたので、ありがとうございます。

最後、この関係であれなのですが、令和8年度の公募型プロポーザル方式で事業者の選定を行うという形が議論されていますが、その選定基準とか目標値、事業の予算等はどのようにお考えになっているのか確認さ

せてください。

（資産管理課長）まず、選考に当たっては、プロポーザル方式ということですので、その会社の実績であるとか、専門性であるとか、技術力であるとか、また創造性など、こういった質の高い提案を求めることが必要と考えています。今後、評価項目や点数配分、目標数値等を検討していきたいと考えております。事業の予算としては、現在行っている保守、修繕、マネジメント業務は引き続き行っていくことを想定して、仕様書の作成を行い、公募型プロポーザル方式により決定していきたいというふうに考えています。

以上です。

（金澤）そこのあれで、今139先あるよということで、今まで5年間、毎年約5億円強の予算を組んでやってきたわけですが、一般的に素人が考えると、毎年修繕して、130先、140先をローリングして修理しているのだから、当然修理等は行っているから、その分は減ってきてもいいのではないかなという単純な考えが出てしまうのだけれども、来年度そのプロポーザルに当たっての予算の、今までの金額より見直し、減額云々というのはお考えになっているのか。

（資産管理課長）修繕等は繰り返してはいるのですけれども、やはり老朽化等も進行して、なかなか修繕が減っているという状況にはなっていないです。予算現額についても、価格面を点数配分を大きくするとといったことも可能かもしれないのですけれども、令和4年度の業務開始時に比べますと、物価高騰とか人件費の高騰というのがあることから、現実的にはちょっと難しいというふうには考えております。

以上です。

（金澤）よく分かりました。

次に、103ページの契約管理費庶務事業についての中でちょっと質問に入ってしまうのですが、業者さん云々から、入札参加事業者からこういう意見が出ているのですけれども、公共事業の入札の情報を公開しますよね。それから入札日の間の期間が鴻巣の場合短いのではないかという話なのです。担当のほうとしては、入札するのに積算等の計算をしなくて

はならないのだけれども、その辺が苦慮しているというお話がありました。これは、こういう日程的に他市に比較してどうなのか、その辺をつかんでいきますか。

（総務部参事兼契約検査課長）お答えいたします。

指名通知または入札公告から応札期間末までの期間につきまして、埼玉県電子入札共同システムの入札情報公開システムにより北本県土整備事務所管内の他市の状況を確認したところ、これは全ての案件を当たったわけではなくて、幾つかの案件で各市の傾向を見たところですが、桶川市、北本市は、指名競争入札、一般競争入札ともに鴻巣市より長い期間を設けている傾向がございました。一方、上尾市は、指名競争入札では鴻巣市と同程度、一般競争入札では鴻巣市よりも短い期間としている傾向がございました。

以上です。

（金澤）他市と比較してもそういう状況が担当部署で分かっているのであれば、入札業者の不調とか辞退、こういうものにつながらないような形でやっぱり予定を、スケジュールを組むべきと思うのですが、今後その辺の検討はされるのかどうか、確認だけさせてください。

（総務部参事兼契約検査課長）委員ご指摘のとおり、適切な積算期間を経て算出された適正な価格で入札を行うということは、ダンピング受注の防止の観点から、また下請業者や労務費へのしわ寄せの防止の観点からも重要であると考えられますので、今後、入札の日程を組む際には十分な期間を設けるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

（金澤）次に、107ページに飛びます。107ページの中段にSDGsの推進事業がございます。これについて何点か質問させてもらうのですが、県の官民連携プラットフォーム事業、それと埼玉県のサステナブル企業認定制度等があるのですが、これ本市との連携はどのように行っているのか、まず確認をさせてください。

（総合政策課長）お答えをいたします。

ご質問の埼玉県のSDGs官民連携プラットフォームにつきまして、こ

ちら埼玉県がSDGs推進における官民連携の場づくりとして設置しているものでございまして、本市も参画をしております。

続いて、埼玉県のサステナブル企業認証制度の関連でございますけれども、本市におきましては、同様の民間企業とパートナーを組むというような点では、このとりSDGsパートナー制度が設けてございます。このこのとりSDGsパートナー制度では、埼玉県のSDGs登録制度に橋渡しをしていきたいというような考えで制度設計をしております。その後、先ほどご質問のございました埼玉県のサステナブル企業認証制度というものが新たに埼玉県のほうで開始をされたというところがございます。こちらにつきましても、パートナー事業者をはじめ、様々な事業者さんに連携、制度の周知を図っていくことで、そちらのほうへの橋渡しもしてまいりたいなというふうに考えてございます。

以上です。

（金澤）次に、今回令和8年度の予算大綱の中で、SDGsの関係で、新規事業かな、SDGsの推進啓発コーナーを設置するよというお話がありましたが、具体的に開発、設置場所とか時間とか、事務員の配置とか、その辺は、分かる範囲で結構ですが、お願いします。

（総合政策課長）お答えいたします。

初めに、SDGs推進啓発コーナーの設置の目的のところからご紹介させていただければと思います。こちら目的につきましては、市や市民、事業者等がこれまで個々に行ってきたSDGsの取組を主体的に発信してもらおうと、それを互いに情報共有できる場をつくってまいりたいというふうに考えております。これによりまして、これまで意識改革というところに注力しておりましたけれども、これをさらに進めまして実際の行動につなげていくという、こういった行動変容を促していく、また多様なステークホルダーとの協働を深めていくことで何か新しい価値をつくってまいりたい、このような考えでSDGsの推進コーナーを設置するものでございます。

ご質問の設置場所につきましては、市役所の本庁舎の1階ロビーを予定しております。開設時間につきましては、市役所の開庁時間となりま

すので、8時半から午後の5時15分までという形となります。職員の関係でございますけれども、こちらのコーナーにはモニターやパネルの展示、こういったもので情報発信することを予定してございまして、職員を置くというような予定は今ございません。

展示内容につきましては、本市のSDGsの発信拠点ということで、大きく5つのコンテンツを今想定をしております。1つ目は、鴻巣市の取組の発信をしてみたいと思います。

2つ目は、このとりSDGsパートナーの紹介ということで、そちらのパートナーの取組等を紹介してみたいと思っております。

3つ目は、私が取り組むSDGsコーナーということで、市民が自らSDGs、こういうことをやっていますよというものを何か発信するような仕掛けを考えてみたいというふうに考えてございます。

4つ目が本市も出展をいたしました大阪関西万博の中で給水スポットが少しニュース等で大きく取り上げられて、これがマイボトルの活用というような一つ行動変容に移っているようなケースもかなり取り上げられていたかなと思っております。こちらを設置することで、本市においてもそのようなきっかけづくりをしてみたいと考えております。

5つ目は、昨年度、令和7年1月からスタートいたしましたSDGsポイント制度「まちのコイン・ブーケ」、こちらにつきましてもさらに取組を進めてみたいと思っております、こちらのまちのコインのダウンロードスポット等を設置してみたい、このように考えてございます。

以上です。

（金澤）設置内容についてはよく分かりましたので、結構です。

次に入ります。SDGsの持続可能な開発目標ということで、世界共通の目標ということで17項目は当然ありますよね。その17項目なのだけでも、本市の場合はこの17項目を、全ての事業を推進していく感じでSDGsを開発するのか、それともその中で選択して、これとこれとこれを特化した分で行うのだというふうな考え方、というのは私もこれ全部やるつもりで考えていたのだけれども、やっぱり行政視察、視察等で行

くと、そこのところで考えると、その17項目のうちのうちには3項目だけですとか、ほかの市は5項目だけ推進やっていますのですよという説明を受けてしまっているわけ。あれ、これ全部17個やらなくていいのではないかなという考えも持ってしまったのですが、本市の場合はどういうふうに考えているのか確認させてください。

（総合政策課長）本市におきましては、第6次総合振興計画の後期基本計画の中で、全28の施策にどのSDGsのゴールが関連するののかというところを整理してございます。そちらを見ますと、全28施策で全ての、施策ごとにどのゴールに結びつくかというのは違うのですけれども、全17ゴールが鴻巣市の28の施策のいずれかに関連するという形で整理してございまして、鴻巣市のまちづくりが進むことがSDGsの達成につながると、こういった考え方の下で今事業を進めておるところでございます。

以上です。

（金澤）この項目で最後の質問ですが、17項目、今お話があった達成状況の調査をこれから当然すると思うのだけれども、そのデータが不足していて、項目の達成度合いというのかな、この辺が分からない場合があるのではないかと思うのだけれども、このデータというのはどのように求めるのか確認させてください。

（総合政策課長）お答えいたします。

鴻巣市のSDGsの取組に当たりましては、鴻巣市のSDGsの未来都市計画、こういった形で計画を取りまとめて取り組んでございます。そちらにつきましては、SDGsの経済、社会、環境、この3つの分野に対しまして、それぞれ3つずつ指標を設定することで、計画全体としてどういうふうに進んでいるかというところを進捗管理を図っている状況でございます。主な指標と今の状況を申し上げますと、経済につきましては連携協定の締結事業者数という指標を設けてございまして、こちらにつきまして当初値の20事業者から2024年現在の実績では23事業所まで増加しておりまして、向上しているという状況です。また、社会の分野では、年少人口につきまして指標としておりまして、当初値の1万

3,412人から2024年実績では1万2,512人になっております。こちら当初値とは比較しては減少してございますけれども、計画値よりも減少幅が緩やかになってございますので、何とか持ちこたえているのかなというふうに考えております。環境分野につきましては、生き物調査での生息確認数ということで、コウノトリの餌となるものを調査してございます。こちら当初が50種、50種類の生き物だったのですが、2024年の実績値は79種ということになってございまして、こちら実は目標値が56というふうになってございましたが、こちらを上回るような実績を上げておるところでございます。

以上です。

（金澤）私の持ち時間過ぎてしまっていると思うのだけれども。

（委員長）あと10分程度。

（金澤）後でいいですか、質問。今ほかにも聞いたらいい。

（委員長）後ででも結構ですし。どうされますか。もし続けてされる場合には、あと10分ぐらいの程度で進めていただければと思いますけれども。

（金澤）では、ちょっといいですか。すみません。

（委員長）はい、いいです。

（金澤）では、引き続きやります。

次に、107ページの第7次総合振興計画の策定事業1億2,719万4,000円、これについて、様々な施策をバランスよく効率的に進める基本的な指針となるもので、本市が進むべき方向の最高規範の最上位計画という形なのですが、その最高規範である総合振興計画策定の年度等のあれもあると思うのですが、業務委託の進捗状況はどの程度なのか、まず確認させていただきます。

（総合政策課長）お答えいたします。

令和7年度の実績ということで申し上げますと、まず昨年9月に計画策定の考え方やコンセプト、計画全体の構成、策定体制や全体工程を取りまとめた策定方針を決定をしております。その上で、基本構想案の策定に向けて各種基礎調査を実施しておるところでございます。また、この

基礎調査のほうを取りまとめた結果を職員の説明会を開催して全職員に周知、共有しましたほか、28の施策ごとに政策別課題設定会議ということで会議を開きまして、6次総振の検証や7次総振の計画期間中に想定される環境変化や課題、こういったものの洗い出しを行ってございます。現在は、これまでの検討内容を精査しまして、基本構想の骨子や施策及び基本事業の体系等、こういったものを整理しておるところでございます。

以上です。

（金澤）それと、この総合振興計画をするに当たって、私分らないのは、国の示す総合戦略と総合計画というのがあるのだ。その戦略と計画というのはどういうふうに本市の場合捉えているのか。分かれば。

（総合政策課長）まず、総合戦略につきましては、こちら国のまち・ひと・しごとの創生総合戦略かなというふうに考えてございます。こちらの内容につきましては、人口減少社会においても活力ある地方を目指して、その基本的な考え方や施策の方向性を定めたものというふうに理解してございます。一方、鴻巣市等で策定しております総合振興計画につきましては、市の行財政運営における最上位計画であるとともに、よりよい地域づくりのため、様々な施策をバランスよく効率的に進めていくという全体の基本的な指針となっております。そういう意味では、人口減少の克服と地方創生という目的に少し特化したような形のまち・ひと・しごとの創生総合戦略、自治体の総合的なまちづくりの指針である総合振興計画というのは、計画策定の目的、方向性に違いが出ておるのかなというふうに考えてございます。一方で、総合戦略につきましては、人口減少の抑制等にかなり少し目的のほうの特化してございますけれども、総合振興計画と関連性が深いというふうに、高いと考えてございまして、今本市においては第2期の計画は総振と連動させておりますけれども、別々につくっておりますが、今後は一体化するような形でも今検討を進めておるところでございます。

以上です。

（金澤）よく分かりました。ありがとうございました。

次の質問なのですが、この総合振興計画の作成に当たっては、市長もお話しておられるけれども、前例を踏破することなく、その総合計画を定める目的と使い方、この辺を明確にすべきと私も思うのですが、例えば財政面で事業と予算を統制する機能を強化したり、今後の人口減少を常に頭の中に考慮した計画策定をすべきと質問者は考えるのですが、策定についてはどのようにお考えになっているのかお聞かせ願いたい。

（総合政策課長）お答えいたします。

昨年9月に決めました策定方針におきまして、計画策定に向けた考え方コンセプトの一つに、人口減少に対応した総合振興計画というものを上げてございます。こちらにつきましては、人口減少を正面から受け止めて、人口や税収の減少に対応した歳出構造の転換、また住みよい暮らしの確保を両立させるスマートシュリンク、縮充というような考え方を7次総振では取り入れていこうというふうな考え方でございます。こちらの考え方に応じて行革等を考えながらまちづくりを進めていこうというふうに考えてございます。

以上です。

（金澤）分かりました。

もう一つは、この振興計画策定するに当たっての過程で、市民の皆さんとか職員の参加というのをどのように考えているか。当然市民としてはアンケート調査とかそういうのをすると思うのだけれども、その自治体の政策能力の向上をつなげるにはやっぱり市民の声とか職員の声を聞くべきとは思っているのですが、その辺のお考えはどうですか。

（総合政策課長）お答えいたします。

策定方針では、その考え方、コンセプトといたしまして、委員ご指摘のとおり、市民との意見把握、また職員の参画、これを取り入れと、やっていくということで掲げてございます。市民の意見把握につきましては、お話もございましたけれども、アンケート調査等を実施することで意見の把握に努めてまいりたいと考えてございます。一方、職員の参画につきましては、総合振興計画というのはまちづくり全体の根幹となる基本的な指針であるので、全ての職員がそういったことを認識し、主体的に

計画策定に参画することが職員の生活志向、意識、こういったものを醸成してくるものと考えてございます。こういったことから、職員説明会を通じて基礎調査の結果を共有したりとか、6次総振の施策基本事業ごとの取組内容、目標の達成状況の評価、検証、7次総振の計画期間中に想定される影響等を職員自ら考えてそれを検討するというような政策別課題設定会議、こういったものを開くことで、そういった職員の参画を促しているというところがございます。こういったことというのが現状を把握して課題を設定し、解決策として施策を体系的に考えるという作業になりますので、職員の政策形成能力の向上につながるものというふうに考えてございます。

以上です。

(金澤) すみません、長くて。最後の質問になります。

111ページのDXの推進事業について128万3,000円の予算がついておりますが、このDX推進事業で、国のほうは令和7年3月と令和8年1月に自治体DX推進計画の改定があるのですが、本市の令和9年度からのDXの推進事業にこの自治体DX推進計画の改定をどのように反映させるのか、確認だけさせていただきます。

(ICT推進課長) お答えいたします。

本市の現在のDX推進計画は、令和8年が計画の最終年度となっておりますことから、来年度、令和9年度からの次期DX推進計画の策定をいたします。次期計画の策定に当たりましては、これまでの取組を精査しつつ、国の自治体DX推進計画で示されている事項のうち、市においても取組が必要な事項を反映するとともに、各省庁におけるDX推進に係る取組などについて、関係各課と調整しながら反映していきたいと考えております。

以上です。

(金子) それでは、私のほうからやはり歳出ということで、昨年の数字と今年予算の数字ということと、状況を判断してということとで計算まとめられたと思いますので、これにつきまして内容等確認も含めまして行っていきたいと思っております。

初めに、これでいくと88ページですけれども、上のほうから行政事務法律相談事業、これの実績と、数字的には大体去年と似通っているかなと思うのですけれども、それとあと次に行財政情報収集事業、このちょっと質問の中ではその収集事業も出したのですけれども、これについては受診手数料ということが主ですので、これについては質問ありません。ですから、行政事務法律相談事業ということで、事業ですね、相談、法律ということで考えるとどのくらいの実績があってどういうふうな内容であったのかというのが分かれば簡単に説明していただければと思います。

（総務課長）お答えさせていただきます。

2月末までの今年度の状況ですが、相談については45件ございました。内容的なもの、部ごとの件数で一旦ご紹介を、お話をさせていただきたいと思いますが、総務部が8件、市民生活部が2件、こども未来部が3件、健康福祉部が5件、環境経済部が8件、都市建設部が5件、上下水道部が3件、教育部が11件となっております。内容のちょっと何点か、具体的な内容ということですが、まず補装具支給決定の取消しに関わる対応についてというものや市営住宅における明渡し手続未完了者の出国による家財等の処分について、あと施設使用料の未払いについてなどの相談がございました。

以上です。

（金子）45件ということでございますけれども、その中で、この相談事業ということで、相談なのですけれども、結果的にこれに、結論に結びついたとか調整できたとかいうものが多分あると思いますけれども、そのほうについてはどのくらいの割合なのか。分かる範囲で結構です。お願いいたします。

（総務課長）この法律相談につきましては、相談事案自体の解決ということではなくて、この法律相談において法的な課題に対して十分なアドバイスを得られたかというような観点で捉えて報告書を出していただいております。2月末時点で、相談件数45件のうち、確認をしなかった法的な課題が整理され、十分なアドバイスを得られたという観点から解決

したと報告があったのが25件、確認をしたかった法的な課題がおおむね整理され、必要なアドバイスが得られたが、一部不明確な点が残ったという観点で、おおむね解決したと報告があったのが20件、解決しなかったという報告はございませんでした。

以上です。

（金子）了解です。

次ですけれども、90ページ、職員のほうの採用事務ということで、こちらについても昨年同様の数字かなと思います。これについて、昨今は非常に技術職とか募集しても、採用される方とか辞退とか、いろいろ難しい面がありますけれども、例えば採用試験の試験数とかそういうものも今年並みに考慮してこのような形を計画を、数字を立てられたのか、こちらについてちょっと確認ということでお伺いいたします。

（職員課長）お答えいたします。

職員採用試験につきましては、このところ数年、いずれの年度も年3回採用試験を実施しております。一般事務職、事務職につきましてはおおむね募集人数を確保できているところではございますが、建築職や土木職といった技術職については応募が少ない状況が続いております。そのため、建築や土木系の学部、学科がある大学、専門学校等に採用試験の案内等を郵送して、主につなげる努力をしているところでございます。

（金子）そうしますと、それなりの対策をされているというふうな計画があるということでしょうか。

（職員課長）おっしゃるとおりです。

（金子）それでは、次ですけれども、92ページです。92ページの中では、人事給与・職員総合事務システム事業、こちらですけれども、昨年電算機のシステム借上料とか何か、964万とかそういうのがあったようなのですけれども、これ借り上げたから、もう要らないかなとは思いますが、あとはシステム使用料ということになっておりますけれども、そういうふうな内容で借り上げたということでしょうかちょっと確認ということでお伺いいたします。

(職員課長) システム借上料につきましては、リース期限が満了となったため、来年度予算からは減少としているところのものでございます。以上です。

(金子) それでは、次ですけれども、94ページのところですが、これは確認しますと項目の、例規の審査事業ですね、こちらですが、若干委託料とか、それと使用料及び賃借料ということで、これのほうの増減がありますけれども、これについて増減の確認ということで内容確認したいと思います。

(総務課長) こちらの事業のものにつきまして、まず委託料については電子例規システム更新データ作成委託料のほうが増額になったという形になっております。こちらのほうについては、人件費の高騰ですとかそういうようなことで業者の委託料が上がったということになっております。

続いて、使用料につきましては、法令解説情報データベース、コンシェルジュデスクサービスなので、そちらのものと、それから官報情報検索サービスの利用料が増加したことによるものになっております。

以上です。

(金子) それでは、次ですけれども、これは96ページですが、この会計管理事業、こちらの数字ですが、この中の役務費です。これのやはり大きいのが口座振替等手数料ということで、こちらが結構、倍ぐらいの額になっているということでございますので、それだけ需要とか振替が多いかなと思われそうですが、これについて内容と今後の、どういう状況かですね、それについてお伺いいたします。

(参事兼会計課長) 口座振替等手数料は、鴻巣市の口座から他名義の口座へ資金を振り込む際にかかる振込手数料と、保育料等の公金を口座振替により鴻巣市へ収納する際に金融機関の引き落とし処理に伴って発生する手数料などが主なものとなっております。増加の理由につきましては、鴻巣市の口座から他名義の口座へ資金を振り込む際にかかる振込手数料の単価が令和8年度より増額となることが主な要因となっております。

す。

以上です。

（金子） 了解しました。

それでは、次ですけれども、100ページの包括施設管理業務事業ということでございますけれども、これについていろいろ他の委員からも、それに本議会のほうでも細かく内容的なものも確認してとか質問がありましたけれども、ちょっと私が聞きたいのが、この包括施設管理業務ということで、県のほうでも、埼玉県の中でも、また全国的に見ても非常に先進的な、先駆的な感じで今行われていると思うのですけれども、この状況ということで考えると、数字で、例えば県内でもこれに追随するというか、ああ、これはいいかなということで、そういうもので採用されるようなところも出てきているのかなと思うのですけれども、そういうふうな動きについてちょっと分かれば伺いたいと思うのですけれども。1つには、例えば私どもも、議員のほうも行政視察とか行ったときにこういうふうな業務があるよと、他市で行って、非常に参考になるけれども、今後取り入れたらいいかとか、いろいろそういうのを事業としていいのではないかとか、ものも出てくるかと思うのですけれども、これについて、本市のほうの今の状況ということ、それとそういうふうな他の市の動きとかも併せて、分かればちょっとお聞きしたいと思います。

（資産管理課長） 県内初の取り組みだということで、注目は浴びているところだと感じているところです。ちょっとすみません、手元に今資料が出せなくてあれなのですけれども、かなり全国から市議会の視察等も毎年二、三件は必ず来ているかなというところです。今でもまた2件ぐらい申込みが来ているところです。今ちょっと数値的なところでは、行政視察としては今までに7件来られています。それから、自治体の職員や視察問合せ、こういったものでも今までに34件受けています。このうち、12の自治体で包括施設管理業務に新たに取組が開始されております。そのほか、国土交通省主催のセミナーであったりとか、日本PFI・PPP協会主催のセミナーが開催されまして、本市の取組の事例紹介として、が職員のほうの講演を開かせてもらっているというような状況です。

以上です。

(金子)大分何か動きがあつてうれしいところではございますけれども、この中で、例えば問題点とか改善点とか、ほかの市が見たところで質問とかもあるかなとは思つたのですが、分かる範囲で結構ですので、もし参考になればと思つたので、お伺いしたいと思つた。

(資産管理課長) 取組としては全く効果があつたなというふうには考えているところなのですが、改善点といたしましてはやはり予防保全といった形に転換していきたいなというふうには考えています。今どうしても不具合等が発生してからの事後保全というような、事後の対応となつてしまつていますが、予防保全にできれば転換をして、長寿命化やライフサイクルコストの縮減といったものにつなげていければなというふうには考えているところです。

以上です。

(金子) 了解しました。

それでは、次ですけれども、次の102ページですけれども、今度はちょっと寂しいのですが、ふるさと納税促進事業ということでございますけれども、こちらにつきましては皆様ご承知のようにちょっと低迷しているかなと思つたのですが、これを活性化させるためにはどのようなことをお考えなのか。現状を踏まえてちょっとお聞きしたいと思います。

(総合政策課長) ふるさと納税の寄附の受入れの状況ということで申し上げます。

こちら残念ながら寄附金につきましては令和5年度から6年度減少しまして、7年度につきましても令和6年度とほぼ同様の額を推移にあるのかなというふうなところで今想定をしております。こういった近年の状況の要因といたしましては、一番大きいのが、令和5年の国の制度改正が大きかつたかなというふうには考えてございます。こちらによって地場産品基準がかなり厳格化されまして、本市の大きな、主要な返礼品であつたコンタクトレンズのケア用品、こういったものが返礼品として取扱いなくなつたというようなところが要因であつたかなと思つてござい

ます。

また、近年の物価高騰が大きく高騰しているということで、寄附金、寄附をされる方のニーズがいわゆるぜいたく品とかよりは日用品、例えばトイレットペーパー等にシフトしているような現状もあるのかなというふうに考えてございます。こちらについて、本市にはこういったものに該当するような産品を生産する事業者が現状では少ないのかなというふうに考えてございまして、そういったニーズと本市の返礼品のラインナップで少し差があるのかなというふうに考えてございます。

また、要因の3つ目といたしましては、季節の果物の生産者とかお店につきまして、高齢化やお店を廃業されるとかそういった関係で出荷が減少したり、またお店を畳まれたりとか、そういったことで返礼品から、本市のラインナップから外れていると、そういった現状もございます。こういったところを鑑みまして、私どもとしましてはもう一度返礼品のラインナップを一からやはり掘り起こしも必要かなというふうに考えてございまして、やはり身近な商業者団体である商工会に加盟されている全事業者さんに鴻巣市のふるさと納税返礼品提供事業者にならないかというような案内の通知を出したりとか、またJAさん、今お米のラインナップをしていただいておりますけれども、こちらこれまでこのとり伝説米という特別栽培米だけだったのですが、今年度からいわゆる普通米もラインナップに加えていただいておりますけれども、そういったところをもっと広げていきたいなと思っております。

また、日常的なという点では、お米のお話もございましてけれども、これまで鴻巣市として特徴的な産品として川幅のうどんとか煎餅とか、いわゆるお土産物的なものが非常に前面に出ておりましたけれども、そういったものに加えまして、日常的な使い方ができるようなということで通常のうどん、お煎餅、あられ、こういったものも返礼品として登録していただけるように働きかけをしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

(金子) 分かりました。いろいろ苦労されているということで、やはり

一歩一歩積み重ねてございますので、よろしく。分かりました。了解です。

次ですけれども、これは104ページのところの市長と語る地域懇談会事業ということでございます。先ほどの説明の中でもいろいろ、いろんなところを、部署、事業所とかを回っているということでございますけれども、これについて、額的に考えると同じ額だと、去年と同じだということだと考えると、同じような回数とか、あとは業種は違いますが、いろいろなそういうので去年と同じような規模で行われるということだとよろしいのか。それとも、もう少しちょっと予算的に切り詰めて、1か所についてとか、少し切り詰めるとかしてもっと数を増やすとかして幅を広くするとか、いろんな考えがあるかなと思うのですけれども、基本的な考えということでちょっとお聞きいたします。

(委員長) ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時15分)



(開議 午前11時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総合政策課長) それでは、市長と語る地域懇談会、通告いただいておりますので、こちらについて令和7年度の開催状況につきましてまずご説明をさせていただきます。

こちら鴻巣市自治会連合会を構成いたします、鴻巣市10地区でございます。こちら10地区ごとに各公民館等で開催をしております。延べの参加者ですけれども、全10会場で145名の自治会長さん等にご参加いただいております。内容につきましては、事前に参加者に対してアンケートをお願いしております、その回答を基にテーマを考えてございます。一例を申し上げますと、持続可能な自治会活動について、また地域のコミュニティー活動やイベント活動における多世代参画について、こういったものがテーマとして上げられまして、当日参加された方、また市長を囲んで、また市の部長、副部長職員が参加しまして意見交換をしております。こういった中で、事前アンケートも含めまして、市に対する意見、

要望といたしましては、全部で122件ご意見等をいただいております。開催しての状況でございますけれども、参加者に対するアンケートのほうをさせていただいた中で、懇談会に参加してよかったという方が約9割、またこの懇談会を続けたほうがいいという方が約95%程度いらっしゃいます。こういったことから、こちらにつきまして市のほうで市民の方の地域の課題等を把握する大切な機会ともなっておりますので、令和7年度と同様の形で現時点では懇談会を開催してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

（市長政策室参事兼秘書課長）恐れ入ります。関連して、先ほど企業訪問のことも少し触れがあったかと思われましたので、触れさせていただきますが、同様に広報のほうで訪問の様子を掲載している、そういった要は市民への情報還元ということも必要でございます。年間やはり5回ぐらいを目安に開催ができればなというふうに考えております。

以上です。

（金子）今の私の質問なのですけれども、少し食い違ってしまったところがあるのですけれども、よろしいですか。よろしいですかというのは、自治会のほうのと今の市長……

（委員長）では、少しその部分の言葉の部分だけ訂正されますか。

（金子）今の流れが、答えが言ってくれたから、それでまとめてもらえばと思います。

（委員長）分かりました。

それでは、字句その他の調製は委員長にお任せ願います。

どうぞ続けてください。

（金子）すみません。それでは、次ですけれども、106ページのところの笠原小学校の跡地の利活用ですけれども、これについては、ここに書いているように実行委員会とかでということで、来年度もということでございますけれども、それこそ今後について、これだけの施設であると、敷地にしても何にしても、それについても方向としてどのようにお考えなのか。来年度はいいとしてもと言っては申し訳ないですけれども、そ

ういうふうな動きというのが必要かなとは思うのですけれども、その点についてちょっと伺いたします。

（総合政策課長）笠原小学校の跡地利活用の現状ということでお答えをさせていただきます。

令和6年の4月30日に利活用事業者につきまして公募型のプロポーザルで選定した事業者と基本協定を締結をしてから、その後、事業者と関係機関との間で事業のスタートに向けて協議、調整をずっとしておるといふようなところでございます。これまでそういった事前相談によりまして、こちら市街化調整区域内に旧の笠原小学校へ立地しておりますことから、そういった立地条件の整理についてやはり課題がございましたので、そここのところの整理をしてまいりました。こちらにつきましては、何とかおおむね方向性のほうが出てまいったというような状況でございます。今後、そちらと並行いたしまして技術的な部分も整理を必要などころもあるということで、そちらについて併せて進めておるといふ状況でございます。委員ご質問のとおり、あれだけの施設ということで、有効活用というふうなところは私どもも重々承知しております。一日も早く貸出しが開始して、あちらの建物が有効活用されて、地域の方々に活性が特につながるように市としても伴走型で頑張っていきたいと思っております。

以上です。

（金子）了解いたしました。

次、これは質問としてはSDGsを出したのですけれども、これについてはいろいろの方が質問されていますので、パスします。

次ですけれども、110ページ、これについてはセキュリティー対策事業ということで、こちらについて昨年よりも約200万ぐらいですけれども、増ということなのですけれども、この中で委託料、これは単純に入退室と、あと監視と認証とか、あと情報セキュリティー、これについて新庁舎と本庁舎ということかなと思っておりますけれども、ということだったですよ。それで、ほかのところというのはこういうのはどうなのかなと思っております。そちらについてちょっと確認したいと思います。

(ICT推進課長) お答えいたします。

200万増の原因なのですが、こちらにつきましては、来年度、情報セキュリティ外部監査というものを行うということで、こちらのほうが約200万円ほど増える形となっております。

以上です。

(金子) それと、あとその委託料についての項目、これについては本庁舎と新庁舎でしたっけ。そこについてちょっと確認です。

(ICT推進課長) 入退室管理システムのということによろしいでしょうか。ではなく、セキュリティ対策全て。

(金子) これ全部に関わるのでしたっけ。関連が。ありますよね。全部のシステムに絡めて、本庁舎と新庁舎だけでいいのかなと思って、そのところをちょっと確認いたします。

(ICT推進課長) お答えいたします。

今回、こちらの事業の対象物となるものにつきましては、庁内で使用しているシステム全てになります。サーバーに対するウイルス対策等を実施したりとか、人的なセキュリティ対策としまして職員の研修などを行っている、この事業になります。

以上です。

(金子) 次が114ページですけれども、吹上の支所の関係ですけれども、これの中の吹上支所の庶務事業の中で電話交換機等のリース料ということで、これについて電話交換機が入っているということで、ちょっとこのところを詳しく説明していただければと思います。

(吹上支所長(部長級)) それでは、電話交換機等のリース料についてご説明させていただきます。

こちらの吹上支所の電話交換機につきましては、平成25年の3月の吹上支所の開所当時から使用している電話交換機になります。使用から約13年近く経過しておりまして、保守用の性能部品、要は電話交換機の部品の保有期限が既に満了となっております、万が一故障した場合には修理ができなくなってしまうということから、新たにリース契約を行うものになります。契約の期間につきましては、今回ご承認いただきまし

たら令和8年5月1日から令和13年2月28日までのリース期間、58か月のリースとさせていただきたいというふうに考えております。

以上です

(金子) 了解です。

それでは、次ですけれども、138ページです。滞納整理の徴収事業ということで、この中の委託料で督促状兼領収証書作成業務委託料、これが結構昨年よりも大幅に上がっているということでございますけれども、数が多くなったのか、それとも料金が値上げになったのかとか、いろいろな要素があるかと思うのですけれども、ちょっと詳細についてお聞きいたします。

(収税対策課長) 委託料についてですが、こちらは前年度比66万7,000円増加しております。これは、令和7年の12月に督促状の圧着機械が使用できなくなったことから、令和8年1月よりこの督促状の圧着業務を委託しております。令和7年度は1月から3月までの3か月分のみ委託であったのに対して、令和8年度では12か月、通年で委託料が発生するため、委託料が増加しました。

以上になります。

(金子) 了解いたしました。

それでは、もう時間もあれだから、簡単に言ってしまいます。

(委員長) 金子雄一委員、あと10分程度もし伸ばしていただいても大丈夫です。

(金子) 5分ぐらいで終わります。274ページのところでございますけれども、274はやさしさ支援課さんの消費者相談事業と、それとあと消費者啓発事業ということでちょっと2つ上げたのですけれども、啓発事業については啓発ということでされているということで理解して、相談事業について、やはり毎年毎年ご苦労されていると思うのですけれども、これの今の状況、それについて状況等についてちょっとお聞きいたします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

まず、消費生活に関する相談件数につきましては、過去3年間で、まず令和4年度498件、令和5年度444件、令和6年度409件と減少傾向となっ

ておりますが、令和7年度、令和8年2月末現在で494件となっております。相談件数は例年より増加傾向にございます。令和7年度の相談の年代別件数としましては、まだ未処理のものや不明なものもありますので、その辺を除く件数になりますけれども、494件のうち70歳以上が155件、60歳代が92件と60歳以上の相談件数は全体の50%となっております。高齢者の相談件数が多い状況となっております。また、相対的に年齢が高くなるにつれまして相談件数は多くなっている傾向が見られます。令和7年度の主な相談内容につきましては、インターネット通販に関するトラブルの相談、光回線サービスの契約に関する相談、突然訪問した業者に分電盤や給湯器の点検を依頼し、その後、不安をあおられて契約をしてしまったという相談、架空請求の内容を含む不審なメール、SMS、電話、封書などが届いたという相談が多くなっている状況となっております。

以上でございます。

(金子) 分かりました。今の時代の中で、非常に、私のうちにもかかってきますけれども、同じようなトラブルとか相談があるのかなということを感じられました。一つ一つ丁寧に相談して、解決へと結びつけば非常によろしいかと思っておりますので。了解です。

次に、あと2つですけれども、360ページですけれども、このところの会計課さんの文化芸術振興基金利子等積立金ということでございますけれども、これちょっと内容ということだったのですけれども、内容はこちらの課ではないので、と思うので省きますけれども、これ初めてですよ。ということなので、ちょっとその辺について分かる範囲で説明というか、伺いたいと思います。

(参事兼会計課長)文化芸術振興基金利子等積立金の4,000円につきましては、一括で運用している基金の1年間の運用益見込額の合計額を各基金の令和7年度末の残高見込額の割合で案分した金額となっております。令和7年4月1日から設けられた当該基金につきましては、利子積立金予算の積算根拠としている令和6年度末の残高見込額がゼロ円であったことから、令和7年度については当初予算ではなく、今議会3月補

正予算において実績に合わせて予算計上をさせていただきました。このことから、当初予算としましては令和8年度が初めての予算措置となっております。

以上です。

(金子) 了解です。

それでは、最後ですけれども、これちょっと392ページのところの財政課さんの借入金元金償還費ということで、こちらは去年も40億ぐらいあったのですけれども、今年も、今回も39億というふうな数字でございます。今後についてもこのような数字が推移するのではないかなと思われまますけれども、今後についての動き、それについてお伺いいたします。

(財務部参事兼財政課長) 元金の償還金につきましては、利子と合わせまして、平成30年度から令和4年度ぐらいにかけまして合わせて47億円超で推移しておりまして、その後、合併特例債等の返済のピークを過ぎまして、その後、償還額は年々減少しております。令和8年度予算におきましても、元金では約1億8,500万円ほど減額となっている状況です。今後につきましては、新規の今後この先借入れする事業実施の状況にもよりますけれども、現在の想定ですと、基本的には減少傾向になるものと考えておるのですが、令和9年度に道の駅と、あと吹上地域における保育園の建設工事がピークを迎えまして、そこでちょっと借入額が例年より多くなる見通しでございますので、そちらによりましては一時的に元金が前年に比べて上がる年も出てくるかなというふうには考えておるのですが、全体的な傾向としては今後も減少していくものというふうと考えております。

以上です。

(金子) 了解いたしました。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時34分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(矢島) それでは、議案第30号について質疑を行います。

初めに、88、89ページ、行政事務法律相談事業について伺います。前任者も質問されていまして、件数45件ということだったのですが、私がここで伺うのは、それでは相談方法、どういう相談の形式を取っているのか、45件がどういう相談形式を取ったのか伺います。

(総務課長) お答えをいたします。

弁護士相談につきましては、月1回市役所で行う定例相談、それから随時申込みをして行う臨時相談、それから電話、メール、オンライン等随時行う簡易相談という3種類の方法に分けてやっております。そちらのほうについてなのですが、定例相談が28件、臨時相談が2件、電話やメール、オンラインでの簡易相談が15件となっております。

以上です。

(矢島) なぜこの質問をしたかといいますと、定例の相談以外で急を要する相談があるのは想定をできます。ただ、弁護士に相談するということは相当高度な、そして法的判断を要する事案だということも想像できます。では、一体どのような内容の相談が電話という手段を使って行われていたのか、情報の秘匿性もあるかと思えますけれども、答弁できる範囲でその内容について伺いたいと思います。なぜかといいますと、やはり電話という手段で重要な、そして重い判断を求めるということについて、原課と弁護士との間でそごが生じる可能性はないのかという危険性を危惧しておりますので、伺うものです。例えば電話相談では、電話相談の制約というものがあのかどうか。だから、そごを起こさないために、電話相談ではこういうふうにしていますとかということがあれば、併せて伺います。

(総務課長) お答えいたします。

申し訳ございません。ちょっと令和7年度の状況ということでお答えをさせていただきたいのですけれども、令和7年度は電話での相談というのはなかったかと思えます。オンラインでやるが多かったように感じております。(P.35 発言訂正あり)

以上です。

(矢島) 私が先ほど危惧していると申し上げましたけれども、電話等々、面談ではないことによって原課と弁護士との間にそごが生じるようなことというのは想定をしているのでしょうか。そういうことがあるので、例えば面談以外での相談というのはこうしてほしいとかという制約的なものがあるのか伺います。

(総務課長) まず、どの種類の相談でもそうなのですが、まず総務課のほうに申込書というのを提出をしていただいております、その申込書のほうに相談したい内容、あと法的なここを解決したいというようなこと、それから弁護士の方が参考となるような資料をつけていただいております、相談の前には必ず弁護士には一旦それをお送り、ファクス等、メールなりとかということで弁護士のほうにはお送りをしているところですので、そういった事前資料をお送りすることで相談内容と、それからメールなり電話だったりというときの相談で、弁護士との話合いの中でそごが生じないような形ではやっております。

以上です。

(矢島) 結論として解決したという認識25件で、おおむね解決が20件ですけれども、おおむね解決というのはどういうことなのか、理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

(総務課長) 法的な相談を弁護士にさせていただいて、弁護士からアドバイスを、アドバイスというか助言等をいただいて、原課のほうで対応がそれにより全て無事に対応できるというようなことが判断されると、解決したというような判断になると思うのですが、弁護士の助言をいただいて、さらに調べる必要があったりとか、対応を考える必要があるというようなことが残っている場合にはおおむね解決というふうになっていると思えます。

以上です。

(矢島) 専門的知識を持っている弁護士に相談しても、さらに調べなければいけないとか、検討しなければいけないということというのは残る。それをなくすために弁護士に相談するのではないかなと思っていたので

すけれども、ではそうではないということでもよろしいでしょうか。

（総務課長）弁護士の方からも、こういった選択肢があるということで、これで解決するという1個の解決方法、助言だったりする場合がない、ないというか、すみません、複数のこういったようなことが考えられるよというような案件がありますので、そういったところでは、また弁護士相談を受けて、その弁護士の助言を受けて市のほうで対応を考えるという必要が出てくるものと考えております。

以上です。

（矢島）それでは、弁護士との契約関係について伺います。
弁護士とはどのような契約を結んでいるのか、そして相談については、その相談回数の制限とか、定例相談については時間、1件当たりの時間制限とかがあるのかお伺いします。

（総務課長）まず、弁護士との契約についてなのですが、1年ごとに法律顧問契約を結んでおります。法律相談や契約締結等に関する助言及び立会いを内容としておりまして、本契約についての謝礼は税込み月額8万2,500円となっております。

それから、定例相談等の時間制限とか、あと何度も相談できるかということに関してなのですが、そちらのほうの制限についてはございませんので、複数回にわたり1つの案件について相談することもございますし、時間的な制限も基本的には設けておりませんが、おおむね30分以内では1案件終わっているというような状況でございます。

以上です。

（矢島）それでは、顧問料の積算根拠についてお伺いします。

（総務課長）すみません。顧問料の算出根拠についてなのですが、今回の、今回というか、この法律顧問契約については、平成27年度から結んでおりまして、当時から謝礼の額というのは変わっておりません。算出根拠については、当時、法律顧問契約を行っていた他自治体の状況等を調査した上で、弁護士と協議し、決定したものとなっております。
以上です。

（矢島）あと、この件についての最後なのですが、一般的な弁護

士費用というのは報償費ということで言われているのはもう皆さんも承知のことなのですけれども、これが顧問料としてもやっぱり報償費で支払うのか。少しちょっと疑義があるのですけれども、やっぱり顧問料についても報償費で支払うことに問題はないのか伺います。

（総務課長）お答えをいたします。

法律顧問契約については、弁護士個人と結んでおりまして、法律相談等における専門的な知識の提供や指導、助言の対価であるため、謝礼での計上は適正と考えております。

以上です。

（矢島）それでは、94、95ページ……

（総務課長）申し訳ありません。発言の訂正をお願いいたします。

矢島委員に電話での相談なかったのかと聞かれましたが、申し訳ございません、ちょっと私の確認不足でして、電話相談、今年度2回ありましたので、申し訳ございません。

（委員長）ただいまの発言の訂正について、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（矢島）それでは、94、95ページの行政不服審査会の運営事業についてお伺いをします。

これまで審査請求があったと思うのですけれども、部門別での審査申出件数について伺います。

（総務課長）お答えをいたします。

令和5年度から令和7年度までの3年間となりますが、審査請求は5件ございまして、財務部関係が2件、市民生活部関係が1件、環境経済部関係が2件となっております。

以上です。

（矢島）この審査会の中で、報償費のところで審査会等関係者出席謝礼というのが計上されているのですけれども、この審査会等関係者とはどのような立場の者のことを言っているのか、例えば審査申立人からの要請を受けて審査会が出席要請とか出席依頼をするのかとか、ちょっとこの者に対する具体的な内容についてお伺いします。

(総務課長) お答えをいたします。

審理手続の中で、参考人に知っている事実の陳述を求める、また鑑定と
いって、専門性の高い事項について、専門的な識見を有する者に意見を
求める手続がございまして、その際、意見等を述べていただく方という
のを想定をしております。

以上です。

(矢島) それは、例えば審査請求人からの要請があった場合でも、審査
会が認めた場合については、審査会がこういう参考人ですとか鑑定人の
出席を要請するということでよろしいでしょうか。

(総務課長) 委員のおっしゃるとおりでございます。

(矢島) 謝礼にこだわるわけではないのですけれども、例えば審査会の中
で証言とか事実の確認等が必要のために、その参考人、鑑定人の出席
要請があって出席してもらうわけですけれども、審査会自体が公正、中
立のはずです。その審査会が様々な立場の異なる人、参考人とか鑑定人、
これはどちらに有利になる、不利になるということが可能性としてはあ
るわけで、そういう人たちの出席要請をして、見方を変えれば、ある人
によってはプラスに働く場合もあるし、マイナスに働く場合もあるわけ
ですけれども、そういう人に対して謝礼を払う、要は謝意を示すという
のはどうなのかな。審査会が。これは機械的に、ただ単純に機械的に費
用弁償を払えば済む問題なのではないかなと思います。見解を伺いま
す。

(総務課長) お答えをいたします。

参考人陳述、鑑定等をしていただく方の謝礼というふうに考えておりま
すけれども、委員のご指摘を踏まえまして、他市の状況等を今後調査を
させていただきまして、適切に対応してまいりたいと考えております。
以上です。

(矢島) それでは、96、97ページ、会計管理事業です。前任者からも質
疑がありましたので、それ以外のことについてお伺いをしますけれども、
口座振替手数料については大幅な上昇をしたと。それは手数料の値上げ
があったからということですが、手数料の料金が、では妥当なの

かどうか。一方的に、上げますよ、分かりました、払いますよではなくて、その料金が妥当なのかどうか。どのような見解を持っているのか、また算出根拠についてお示しいただきたいと思います。

以上です。

（参事兼会計課長）今回の手数料の値上げに関しましては、平成29年頃より公金事務取扱費用の見直しに関する依頼が指定金よりありまして、その中で、振込手数料については、令和5年度からの負担をご検討くださいという要望があったという経緯で始まったものです。8年度からなぜ値上げかというところになるかとは思いますが、この中で、1年前倒しの令和4年度より負担いただける場合については、伝送サービスを利用しての振込については、令和7年度までの4年間、1件当たりの手数料を半額で取り扱うとの提案がありまして、手数料を試算した結果、4年度からの負担のほうに費用を抑えられるということから、本市では半額措置を経て令和8年度から満額の増額となっている経緯となっております。

ご質問の手数料の妥当性はということなのですが、検討当時、振込に係る一般的な事務コストとして、令和2年度特別定額給付金の際に政府が容認した水準である100円が妥当であると判断したということで伺っております。

以上です。

（矢島）それでは、今回改正後の金額について、他の自治体について、どのような状況になっているのか、情報をお聞かせください。

（参事兼会計課長）埼玉りそな銀行を指定金融機関とする自治体においては、県内全て同額とのことです。本市では半額措置を4年間受けておりましたが、近隣市の状況としましては、北本市、上尾市、桶川市が令和5年度から満額、熊谷市、加須市が本市と同様の半額措置を受けており、令和8年度から満額の支払いとなっております。

以上です。

（矢島）指定金融機関事務取扱手数料についてですが、これまでに指定金融機関の変更を検討した経緯はあるかどうか、また変更する場合のメ

リット、デメリット、加えて他の自治体では例えば指定金融機関を変更したりとかした事例があるのかどうか、併せて伺います。

（参事兼会計課長）本市におきましては、指定金融機関の変更を検討した経緯は、現時点ではございません。詳細な資料等持ち合わせてはいないのですが、指定金融機関を変更することのメリット、デメリットということなのですけれども、指定金融機関のこの手数料に関しては、ずっと無償でやっていただいたところの経緯が、費用のほとんどを金融機関が負担していたという経緯があります。昨今、環境変化により、全国各地で手数料、派出所事務取扱手数料などをはじめとした諸費用の一部を負担する流れがある中で、やはりノウハウ、それから実際今払っている派出所事務取扱手数料というのが妥当なのかというと、やはり人件費にも満たない部分もございまして、見直しに関してはデメリットのほうが大きいかなと思っております。

以上です。

（矢島）それでは、その下の公金総合保険料について伺います。

この保険の中身について、初めにお伺いします。

（参事兼会計課長）公金総合保険料の補償内容につきましては、公金について、輸送中や保管中に火災、盗難、強盗等、思わぬ事故に遭った場合、損害額が自己負担なしで補償されるという保険になっております。以上です。

（矢島）これ会計課に聞くのが妥当なのかどうか、どこに聞いていいかわからなかった部分もあるのですけれども、この保険料、市の保険料については様々な保険料がそれぞれの部署で予算計上されています。もちろん、事業別予算を組んでいるので、こうになってしまうのはやむを得ないのですけれども、いっぱいあります。たくさんあります。賠償保険だったり、損害保険だったり、補償保険だったり、様々あるのですけれども、一体何の保険に入っているのかさっぱり分からない。それぞれの部署でそれぞれの必要としている保険分について計上していると思えないので、実際にどういう保険に鴻巣市というのは加入しているのか。例えば、補償内容は重複しているのではないかとか、そういうことも可

能性としてはあるのではないかな。ないというふうに明言はしていただきたいのですけれども、ある可能性もあるのではないかなと心配をするところです。どこの部署がこの保険というのの窓口になるのか分からなかったのも、会計課に聞いていいかどうか分からないのですけれども、そういう保険の重複の関係等について検討したケースはあるのか、調査したケースがあるのか伺います。

（財務部参事兼財政課長）全庁的な予算に関わるご質問ですので、財政課よりお答えいたします。

本市では、矢島委員おっしゃったとおり事業別予算としております関係で、基本的にはそれぞれの事業での予算計上としておりますが、保険料につきましては、各課から予算要求があった際に、各課との予算ヒアリングの中で、資産管理課で加入しております市有物件災害共済保険ですとか、市民総合賠償補償保険の適用対象であるかどうかを財政課のほうでも確認しております、そこに対象にならないという確認が取れた場合に限り、各課での予算計上を認めている状況です。ご質問にありました調査という形では特に実施しておりませんが、今後におきましてもヒアリング等を通じまして十分に内容の確認を行いまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

（矢島）それでは、98、99ページです。公有財産管理事業の中の工事請負費、調整池のポンプ更新工事について伺います。

初めに、更新しなければならないポンプの状況について、現在どのような状態にあるのか、またその工事の緊急性の度合いについて見解を伺います。

（資産管理課副参事）まず、排水ポンプの状況についてでございますが、排水ポンプ、制御盤までの通電は確認しておりますが、排水ポンプが作動しない状態になっております。緊急性といたしましては、排水ポンプが故障して作動しないことから、令和5年9月にタンポポ翔裕園調整池から悪臭がすると通行人から相談があったため、周辺環境を考慮し、できるだけ早い対応が必要であると考えております。

以上です。

（矢島）では、この工事費というのはどのように見込んだのか、算出根拠について伺います。

（資産管理課副参事）工事費につきましては、見積り徴収を行いまして、その直接工事費に公共建築工事の諸経費率や共通仮設費積み上げ分を計上しまして算出をしております。

以上です。

（矢島）今回更新予定のポンプについて、その耐用年数について伺います。

（資産管理課副参事）ポンプの耐用年数につきましては、使用環境や使用頻度により異なりますが、一般的に15年程度とされております。

以上です。

（矢島）調整池は雨水の流水抑制施設であることから、例えば雨季を避けたり、雨季の前までに工事を終わらせるなど、工事時期を考慮する必要があるのではないかなと思います。予定している工期について伺います。

（資産管理課副参事）工期につきましては、全体で6か月程度の工期を見込んでおります。制御盤等の作製に約4か月、現場での更新工事に約2か月程度を見込んでおります。渇水期の12月から2月頃の現場工事を予定しております。

以上です。

（矢島）この件については最後ですが、市が直接利用、使用していないにもかかわらず、この工事を市が行わなければならない理由について伺います。

（資産管理課副参事）今回故障した排水ポンプは、賃借人、タンポポ翔裕園の不備によるものではなく、経年劣化等によるものと推測されます。修繕義務は、民法上の維持管理の範囲とはみなせず、設置した賃貸人、市が負っていると解釈されるため、市が更新工事を行うものです。

以上です。

（矢島）今民法云々の話が出たのですけれども、ということは顧問弁護

士なりに相談をされたということでしょうか。その相談の仕方については、例えば電話なのか、面談なのか、最後にそれを伺います。

（資産管理課副参事）まず、弁護士相談をしております。弁護士相談のやり方なのですけれども、対面による弁護士との相談をしております。以上です。

（矢島）次、100ページ、101ページ、中ほどの庁用バス運行管理事業について伺います。

令和8年度予算での見込んだ予定運行件数と、これまでにどのような団体がこのバスを利用したのか、その件数について伺います。

（資産管理課長）令和8年度では70台の利用を見込んでおります。各課から事業での利用になります。主な理由としては、各保育所の遠足、埼玉県小中学校等の音楽会、それからなかよし交流会、コスモスフェスティバルなどがあります。

以上です。

（矢島）この業者の選定方法について伺います。

（資産管理課長）市内業者を含む複数の業者から見積りを徴収して随意契約としております。

以上です。

（矢島）今大変人手不足ということが大きく報道等でもされているわけですが、この見積り徴収するに当たって、人手不足ということから、例えば市内業者も含めてですけれども、この見積りの提出ができない、お断りするというような業者があったのか、また地元業者の育成についてはどのような見解を持っているのか伺います。

（資産管理課長）やはり見積りについての辞退というのはありません。人手不足の影響としては、やはり人件費の高騰につながっており、バスの利用料金も上昇しているというのは感じているところです。ただ、地元業者の育成という観点もありますので、見積りについては今後も声がけをして、市内業者への、できれば地元業者への契約をできればというふうに考えています。

以上です。

(矢島) それでは、この庁用バスの利用を許可するに当たって、その使用基準、明確な使用基準があるのか、要はどのような団体に対して、団体、個人かもしれませんけれども、人に対してこのバスの利用を許可しているのか、明確な基準がありましたらお聞かせください。

(資産管理課長) 基準等は、鴻巣市庁用バス管理要綱が定められています。第2条のところでバスの使用の日時、運行の距離、搭乗人員などを定めています。第3条のところでは、使用の対象として、市の主催する事業のため必要であること、市の行政事務遂行のため必要であること、市議会活動に伴う視察研修等であることと定めております。以上です。

(矢島) 市の主催というのを厳密にお伺いしたいのですけれども、市単独、それとも市が何らかの形で関わっていればいいのか、その辺の明確な基準というのはあるのでしょうか。

(資産管理課長) 要綱上では今述べたとおりのことになってきますので、市の主催であればもちろん大丈夫だと思うのですけれども、市が関わるというところでは、市の行政事務遂行のため必要であるというところに読めば、それは可能だというふうに考えています。

(矢島) 市が単独ではないようなケースについて、もし把握していれば、こういうケースがありますということについて伺います。

(資産管理課長) 事例としては、福祉課のほうの事業であるかと思うのですけれども、主催は市ではないのですけれども、市が分掌事務にも関わっているとあったところで認めているところがあります。こういったものについても市職員が同行して行っております。そういった事例があります。

以上です。

(矢島) では、次ですが、102ページ、103ページ、企画費庶務事業の負担金、補助及び交付金のところですが、ここに長い名前の負担金があるのですけれども、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会負担金とありますけれども、この組織が設立された経緯について、また埼玉県内の加入自治体について伺います。

(総合政策課長) お答えいたします。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会、こちらは平成29年に国土交通省、こちらに自転車活用推進本部が発足しまして、省庁も横の連携を取り、国を挙げて自転車の活用を進めていくという流れを背景といたしまして、環境、健康、観光といった社会課題の解決、地域活性化を自転車を切り口としてまちづくりを展開する、こういった考えを持つ全国の自治体が集まりまして、その設立の際は全国294団体が参画する形で平成30年11月に設立されてございます。こちらの会につきましては、令和7年10月6日現在で、全国で419まで増えてございます。県内の加入状況でございますが、合計で9の市町が参加しておりまして、さいたま市、秩父市、本庄市、戸田市、入間市、桶川市、北本市、小鹿野町、そして鴻巣市、合計9市町となっております。

以上です。

(矢島) この会に加入して得た成果についてと費用対効果について伺います。

(総合政策課長) こちらの会の成果、費用対効果でございますけれども、まず会としての活動について申し述べさせていただきます。会の活動としては大きく3点ございまして、国土交通大臣や自転車活用推進議員連盟会長に宛てた要望活動をやっております。また、全国シクロサミットというシンポジウムを年に1回、会主催でやっております。また、全国を9つのブロックに分けまして、地域ブロックごとに情報の共有や交流をやっているところでございます。

本市がこの会に参画して以降の取組といたしましては、自転車乗車用のヘルメットの購入に対する助成とか、また荒川の河川の堤防の上、こちらがサイクリングできるようになっておりまして、こちらのサイクリングロードの案内をふるさと総合緑道のパンフ、こういったものを活用しながらやっておるところでございます。

いわゆる成果効果、費用対効果の部分でございますけれども、会全体としての活動については、要望活動等を通じて国により補助制度等が制度化されているというような状況は承知しております。また、全国でのシ

クロサミット等の活動によって様々な情報共有や自治体のノウハウも共有されているというふう感じております。本市が会に参加したというところで、成果なのですけれども、市が所属する関東ブロックとして実は活動がなかなか実施されていなかったり、県内での活動自体が、令和3年度まではそういった会議等もあったというふうに承知しておりますけれども、直近では会議のほうが開かれておりませんで、現時点でいわゆる数字として費用対効果といった形でお示しできるものはございませんけれども、本市としても会に参加しておりますので、今後、県内の自治体さん等と少し連携に向けた働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

（矢島） それでは、124、125ページです。相談事業の中の使用料及び賃借料のDV被害者一時保護宿泊施設借上料について伺います。

まず、事業内容と、これまでの実績について伺います。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） お答えいたします。

この事業につきましては、DV相談を受け、緊急に避難が必要になったときに、すぐにシェルターで受入れができない場合は、一時的に安全な場所を確保する必要があります。このような際に民間ホテル等を利用できるように、DV被害者一時保護宿泊施設借上料を予算計上し、シェルターの受入れ態勢が整うまでの緊急措置として活用できるものとなっております。なお、令和2年度から予算計上しておりますが、これまでの利用実績はございません。

以上です。

（矢島） それでは、この一時保護の判断基準について伺います。どのような判断基準をもって一時保護かどうかの判定をしているのか、その手続過程について伺います。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） お答えします。

一時保護の判断基準につきましては、明確な基準はございませんが、避難の緊急性と本人の意思を考慮しつつ、関係各課や警察等の関係機関と連絡調整しながら一時保護について判断しております。

以上です。

（矢島）この制度の周知についてはどのように行っているのか、また周知は十分と考えているのか、見解を伺います。

（総務部参事兼やさしき支援課長）お答えいたします。

この借り上げ料は、緊急に避難が必要になったときにすぐにシェルターで受入れができない場合に活用するものですので、避難を要する相談者全てに周知をしているわけではございませんで、シェルターに避難する間に一時保護を必要とする相談者にご案内するものと考えております。今まではシェルターに比較的スムーズに避難できていたため、活用実績はなかったものと考えております。

以上です。

（矢島）では、128、129ページです。結婚支援事業について伺います。私が以前に質疑したことはあるのですが、市の補助要綱の目的と事業内容について整合が取れていないのではないかと指摘をしてきましたが、令和8年度予算に対してどのように反映をしたのか、しなかったのか、その検討結果について伺います。

（総務部参事兼やさしき支援課長）お答えいたします。

令和7年9月議会の政策総務常任委員会において、結婚新生活支援事業費補助金の目的や条件などについて矢島委員よりご指摘をいただきましたので、令和8年度の方針を作成するに当たり、目的や条件等を検討させていただき、現在、要綱の趣旨について一部変更する方向で検討しております。

以上でございます。

（矢島）136、137ページ、固定資産税・都市計画税賦課事業の過年度還付金について伺います。

想定する誤課税の内容について、これまでの誤課税の状況について伺います。もちろん誤課税という表現があんまりよろしくないかもしれませんが、やっぱり過年度分の修正なので、見方によっては誤課税とも取れるので、やむを得ない部分があるのは重々承知ですけれども、質疑を行うに当たって誤課税と呼ばせていただくことをご了承いただいた

上で、その誤課税の状況について伺います。

（税務課長）想定する誤課税の内容といたしましては、家屋の滅失漏れや現況地目誤りなどが考えられます。

次に、これまでの誤課税の状況としましては、令和7年12月末時点における過年度の還付金は9件、20万4,400円となっており、その内訳は、現況地目の誤りが5件、償却資産の修正申告が2件、賦課替えが2件という状況です。

以上です。

（矢島）この誤課税を防ぐための取組について、こういうことに注力しているということがありましたらお尋ねします。

（税務課長）法務局からの税務通知に基づき、家屋の新增築や滅失、土地の地目変更等につきましては現況確認を実施しております。また、航空写真を活用しまして土地の地目確認や画地認定、家屋の滅失状況等の確認も行っております。

以上です。

（矢島）にもかかわらず、どうしても誤課税というのは発生してしまいます。この課税については、5年間遡れると思うのですけれども、5年を超えるような誤課税があったのか、もしあった場合にはその状況について、どういうことがあったのか、その内容について伺います。

（税務課長）令和7年度につきましては、現時点で5年を超える誤課税は確認されておりませんが、令和6年度につきましては2件の誤課税が発生しております。その内容としましては、新築戸建て住宅の所有権移転漏れと小規模住宅用地に係る課税標準の特例適用漏れがございました。

以上です。

（矢島）138、139ページの滞納整理徴収事務について伺います。

報酬のところで会計年度任用職員の報酬がありますけれども、この会計年度任用職員の数、そして勤務形態、そしてこの方たちの経歴について伺います。経歴については、個人情報に係る部分があるので、それに抵触するようでしたら、その部分の答弁は要しませんけれども、なぜ聞

くかという、新規採用の職員よりは経験のあった職員のほうが充実した事務の遂行に寄与できるのかなというふうに考えたものですから、そういう経験があるのかどうかを聞くためのものです。

以上です。

（収税対策課長）会計年度任用職員の人数ですけれども、現在は5名の方が勤務しております。勤務形態は週3日で、1週間の勤務時間は15時間となっております。

会計年度任用職員の経歴については、個人のプライバシーの観点から、ご回答のほうは控えさせていただきますが、任用に当たっては、必要な能力や経験を有しているかを確認した上で配置しております。

以上です。

（矢島）では、その職務内容について、5名の方の職務内容についてお伺いします。

（収税対策課長）徴収担当業務として、督促状や催告書の発送、実態調査や財産調査など、滞納整理の補助的業務を行っています。また、管理担当業務として、口座振替に関する補助的業務を行っております。

以上です。

（矢島）それでは、154ページ、155ページ、監査事務事業についてお伺いします。

過去5年間で監査請求のあった件数について、初めに伺います。

（監査委員事務局長（副部長級））お答えいたします。

過去5年間、監査請求はございません。

以上です。

（矢島）例えば、監査請求が行われなくても市民等から監査請求に関する質問等は、それはあったと思われれます。その相談について、内容別の件数について伺います。

（監査委員事務局長（副部長級））お答えいたします。

現在監査委員事務局で保管されている過去5年間の記録から相談の内容をお答えいたします。令和6年度にお一人の方より1度ご相談がございました。内容については、住民監査請求の手続について、どのようにし

たらいいのかというご相談がございました。また、令和7年度は、お一人から住民監査請求を考えているとのご相談がありました。この方は、監査の手続に関するご相談ですとか、市の窓口での職員の対応に対するご意見、またその方が抱える生活課題に対してのご相談などが様々でした、対応した回数は4回になっております。

以上です。

(矢島) この監査というのは、行政不服審査も含めてなのですから、様々な問合せ等があると思います。これは、ある意味、広聴の業務の一つでもあると思います。市民から生の声で事業の制度に関することだったり、事業の内容だったり、疑問とか不満とか意見なども直接聞くことのできる、私は貴重な機会だと思っています。事務分掌には当然そのことは明記されてはいないと思いますが、その相談の取扱者として市政にどのように反映させているか、どのように取り組んでいるのか伺います。

(監査委員事務局長(副部長級)) お答えいたします。

市民からご相談がありました内容については、監査委員のほうに報告をしております。その際に監査委員からいろいろとご意見をいただいております。監査委員事務局として住民監査請求が提出された際は、スムーズに精査に入れるように準備をしております。

どのように市政に反映するかという点でございますが、決算審査や定期監査などの際に、執行部側には相談がありましたということでは直接言えないものの、市民からの相談内容を意識した担当部署に対しての質疑やアドバイスなど、監査委員さんのほうからの的確にはいただいております。担当部署の事務改善などにつながっているものと考えております。

以上です。

(矢島) 274、275ページです。消費者相談事業ですが、これも前任者が質問されていますので、数字的なものについては令和4年から令和7年までお示しいただいたのですが、この会計年度任用職員については消費生活相談を担当しているということだと思っておりますが、この方の採用方法について、まずお伺いします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えします。

消費生活相談員の採用条件といたしましては、消費生活相談員資格試験合格者、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を保有する者としております。その他、採用に当たっては、相談員の職歴や人柄、態度等を面接で確認し、選考をしております。

以上です。

(矢島) では、現在の方の募集をしたときに何名の応募があったのか伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 現在、曜日ごとに1名、5人体制で相談員行っておりまして、毎日相談員が替わっております。欠員が出た時点でその都度募集をしているような状況でございます。

以上です。

(矢島) 今少し説明がありましたけれども、ではこの相談員さんの勤務形態及び相談実績について伺います。要は1日当たり何件くらいの相談があるのか伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

本市の消費生活相談員は、パートタイムの会計年度任用職員として任用しておりまして、勤務時間は休憩時間を除く午前10時から午後4時までの5時間となっております。先ほどお話ししましたが、現状では曜日ごとに相談員が替わっておりまして、5人体制で相談業務を行っております。令和7年度の相談実績は、令和7年4月から令和8年2月末までで494件の相談を受けており、日により偏りはございますが、1日当たり約2から3件程度の相談を受けております。

以上でございます。

(矢島) ここにはやはり弁護士謝礼があるのですけれども、弁護士と相談員の活動内容について、そのすみ分け、どのように相談者に対応しているのか伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

まず、消費生活相談員は、消費者安全の確保に関し、事業者に対する消

費者からの相談に応じ、必要に応じて情報提供や苦情処理のあっせんを行っております。その他、消費者安全確保のため、市民への情報提供等を行っております。また、弁護士につきましては、鴻巣市消費生活アドバイザーとして3名の弁護士と契約を結んでおりまして、消費生活相談の解決処理に法的なアドバイスを求めるときに、消費生活相談員が弁護士との電話相談により助言を受けている状況となっております。以上でございます。

（委員長）そろそろおまとめいただいでよろしいでしょうか。

（矢島）はい。弁護士は、出勤している云々ではなくて電話での対応ということだと思います。それで、この業務というのを例えば国民生活センターなどへ委託というのはできないのか、その可能性についての見解を伺います。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）お答えいたします。

消費者安全法におきまして、市町村の消費生活相談員の相談等の事務の一部を内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができると記載されておりますので、事務の一部を委託することは可能であると考えておりますが、近隣市等にちょっと確認させていただいたところ、委託をしている自治体がございますので、一応今後、先進自治体の状況、また委託できる団体等があるのか等を確認していきたいと考えております。なお、国民生活センターに確認をしたところ、現状では地方自治体からの委託を受けるということはないということでお答えをいただいております。

以上です。

（矢島）この相談員さんについては、ほかの自治体でも勤務をしていると。いろいろなところで勤務しているというような実績があるようですが、けれども、そういう方を任用するに当たって、例えば鴻巣市の服務規程に抵触しないのか、例えば営利企業の従事制限に抵触しないのか伺います。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）お答えいたします。

会計年度任用職員は、常勤職員と同様に、地方公務員法の職務専念義務

や信用失墜行為の禁止、守秘義務など、服務に関する規定が適用されます。また、地方公務員法第38条では、営利企業への従事等の制限について規定しており、フルタイム会計年度任用職員につきましては制限がかかりますが、本市の消費生活相談員はパートタイムで勤務する会計年度任用職員になりますので、営利企業等従事制限は適用除外となっておりますことから、他自治体での重複しての勤務をすることについては服務規程等に抵触しないものと考えております。

以上です。

(矢島) 最後です。

今、営利企業従事制限には抵触しないということですが、では職務専念義務には抵触しないのか、最後にお伺いします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 職務専念義務については、規定が適用されると考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時54分)



(開議 午後2時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) それでは、まず職員人件費について伺います。

7年度当初と8年度当初を比べますと、職員数も若干増え、そして人件費についても、給与の引上げとか、それから手当が、駐車代金とか、それから通勤の費用、そういうののことから上がっているのではないかと思うのですが、今後の人件費の推移ですか、7年度から8年度もそうなのですか、今後どんなふうになっていくと考えているか伺います。

(職員課長) 人件費の推移と今後の見通しというご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員を含めた人件費の総額を予算ベースで申し上げますと、令和6年度は約70億2,500万円、7年度は約73億6,400万円、8年度は約76億9,600万円と年々増加をしております。

今後の見通しですが、物価上昇や民間の賃金上昇が当分は続くものと思われることから、今後も給与改定に伴い人件費のさらなる上昇が見込まれております。

以上です。

（坂本）分かりました。

それから、フルタイム会計年度任用職員ということで、現在の人数は出ておりますけれども、今後の配置の考え方について伺います。

（職員課長）お答えいたします。

フルタイム会計年度任用職員は、本市では令和7年度から任用を開始しております。本年2月1日の時点では、46人を任用しております。内訳は、保育士が44人、保育従事看護師が1人、保育コンシェルジュが1人となっております。現在は保育関係の業務のみで任用しておりますが、今後は各課の要望等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。また、要望がある場合には、その必要性を十分検証し、任用について判断したいと考えております。

以上です。

（坂本）それでは、90ページ、職員採用事務ということで、前任者からも質問ありましたけれども、近年、自治体職員の採用が難しくなっているとされていますけれども、本市の採用状況について伺います。

（職員課長）本市の採用状況ということでございますが、令和7年度、6年度、5年度、いずれの年度も3回、年度に3回採用試験を実施しております。申込者につきましては、令和7年度が全職種合計で289人、令和6年度が251人、令和5年度は249人の方から応募をいただいております。事務職につきましては、おおむね募集人数を確保できているというところでございます。

以上です。

（坂本）前任者からもあったと思うのですが、職員確保に向けた取組について伺います。

（職員課長）職員確保に向けた取組として、応募していただく方を増やすという取組として、令和4年の1月に実施した採用試験から、受験者

が全国に用意されたテストセンターから都合のいい日時、会場を予約し、受験することができるテストセンター方式での試験を導入いたしました。全国どこからでも受験ができることになりまして、受験者の増加につながっております。

以上です。

（坂本）分かりました。

次に、同じページで職員研修事業ということで、職員の能力向上に向けた取組というものをどのように行っているのか。各項目ありますけれども、その取組について伺います。

（職員課長）職員の研修につきましては、鴻巣市人材育成基本方針の職員研修基本計画により、自ら伸びる、職場で伸ばす、制度で伸ばすという方針の下、研修を通じて職員の能力や資質の向上を図る人材育成の手法として実施しております。研修体系といたしましては、新規採用職員や主査級、課長級など、職位で必要とされる知識や能力を習得するための階層別研修、民法や行政法など複雑化、高度化する行政ニーズに幅広く対応できる能力の開発を目指した選択研修、接遇や手話、人権問題などの特別研修などを行っております。

以上です。

（坂本）分かりました。

94ページと、それから96ページのほうにファイリングシステム事業というのと、それから文書管理システム事業というのがありますが、この2つの事業の内容を再度ちょっとご説明願います。

（総務課長）お答えいたします。

まず、ファイリングシステム事業につきましては、必要なときに迅速に文書が利用できるよう、文書の発生から廃棄までの文書のライフサイクルを管理するものとなっております。具体的には、各課で発生した文書の廃棄ですとか引継ぎ等の作業や、保管場所を指定したりとか、あと各課から引き継いだ保存文書の適正の管理ということをやっているものとなっております。ファイリングシステムの事業のほうの主な予算としては、ファイリングのフォルダーでしたりとか、文書保存箱でしたりとか、

主なものは消耗品類となっております。

続きまして、文書管理システム事業のほうなのですが、こちらについては、システムを利用して行政文書を組織的、かつ適正に管理するための文書管理システム機器等について維持管理を行うものとなっております。主なものにつきましては、文書管理システムの使用料が主な予算となっております。

以上です。

（坂本）紙での保存、それから電子化による保存というのものもあるのかもしれないのですが、それらはどうなっているのか伺います。

（総務課長）文書の收受及び起案の事務等を文書管理システムで電子的に行っているようなところになります。

以上です。

（坂本）全て電子で保存しているのではなくて、やっぱり紙での保存もあれば電子での保存もあるということでしょうか、伺います。

（総務課長）委員おっしゃるとおりでございます。

（坂本）96ページの財政管理事業なのですが、本市の財政状況についてどのように認識しているか。人口減少や社会保障費の増加が見込まれる中で、本市の財政見通しについて伺います。

（財務部参事兼財政課長）初めに、本市の財政状況についてですが、令和6年度普通会計決算の状況では、地方税や普通交付税などの経常的な一般財源のうち、人件費や扶助費などの経常的な経費に充当された割合となる経常収支比率が94.8%となっており、県内市の平均より0.9ポイント低くなっております。また、地方公共団体の健全化判断比率における実質公債費比率は3.7%と、県内市の平均値4.9%より1.2ポイント低くなっているほか、将来負担比率につきましても地方債現在高の減少によりまして充当可能財源等が将来負担額を上回ったため数値なしとなっております。このほか、財政調整基金につきましても、令和8年度当初予算編成後における標準財政規模に対する残高の割合が8.8%となっており、適正規模とされる5から10%を確保できていることから、現状としましては健全な財政状況を維持できているものと考えております。

次に、今後の財政見通しでございますが、ただいま申し上げましたとおり、現状では各種指標から見ましても財政状況の健全性を維持できているものと認識しておりますが、今後の見通しといたしましては、給与改定による人件費の増、高齢化の進展等による扶助費の増に加えまして、物価高騰に伴う物件費の増などが続くことが想定されますことから、経常収支比率の上昇に伴う財政の硬直化が懸念されます。また、道の駅や吹上地域における保育園の整備などの大型事業の財源として借り入れる地方債の償還に係る公債費の増加も見込まれることから、引き続き国、県の補助金等の積極的な活用を図るとともに、ふるさと納税の受入れ拡大やネーミングライツなどによる自主財源の確保に取り組みながら、健全な財政運営の維持に努めてまいります。

以上です。

（坂本）分かりました。

続きまして、98ページと100ページの中で、公有財産管理事業、本庁舎維持管理事業、それから公共施設マネジメント事業、包括施設管理業務事業等ありますが、この中で公共施設の老朽化への対応を行っている事業等、どのような形で行っているか伺います。

（資産管理課長）公有財産管理事業、本庁舎維持管理事業ですが、まず公有財産管理事業では、旧の笠原小学校、旧常光小学校を対象にしている建物が老朽化が考えられるかなど。本庁舎は市役所になるのですけれども、こちらについての施設等の対応については全て包括施設管理業務事業の中で賄っているということになっております。

以上です。

（坂本）そうしましたら、包括施設の管理業務事業について、100ページですね、伺います。

これも前任者からいろいろありましたけれども、本事業の導入により維持管理費の削減や業務の効率化というのが期待されると思いますけれども、具体的にどの程度の効果を見込んでいるのか伺います。

（資産管理課長）まず、維持管理費の削減という点では、これはちょっと試算するのは難しいのかなというふうに考えています。保守点検につ

いては、包括導入以前からのがそのまま継続されて行っておりますので、そういった点では保守に関しては削減はされていないというふうに考えています。修繕については、受託者のほうの努力等もあって安価な対応方法であったり、受託者自ら直していただいたりすることによって、修繕費等の削減にはつながっているというふうに考えています。それから、本業務を導入したことで人件費、市職員の人件費の削減という点は効果があるというふうには算定をしております、今の段階でも市職員約7.1人分のコストが削減されているというふうに考えています。そのほかにも、それ以上に月に2回の巡回点検をやっていただいたりとか、24時間、緊急時の対応の窓口を設置していただいているとか、施設管理者に対しての管理協議会の開催を行ったり、システムの導入をしていただいているなど、そういったプラス効果があると考えております。

以上です。

（坂本）包括施設管理業務事業が先ほど139か所とありました。そこに含まれない施設の老朽化等の対応というのはどのようなになっているのか、何か所あるのか、そして対応はどのようなになっているのか伺います。

（資産管理課長）含まれていない施設としては、市営住宅は全て含んでおりません。これは、市営住宅ですと住宅供給公社とかそういったところでも今検討がされているというふうに伺っていますので、包括には導入しておりません。それから、クリアこうのすも含まれておりません。これは、舞台装置などが専門的な分野であるため、これは包括に含めるということはちょっと困難という形で、含めてはおりません。そのほか、中央図書館、市民活動センター、映画館、ここも含めておりません。これは、市が所有していますが、建物がアネックスの管理となっているため、包括には入れておりません。主なものとしてはそういったものがあります。

（坂本）その含まれていないものの老朽化対策というのはどうなっているのか、ちょっとそれぞれで違うと思うのだけれども、伺います。

（資産管理課長）そちらにつきましては、すみません、包括には含めておりませんので、各施設の所管している部署での対応ということになり

ます。

以上です。

（坂本）102ページの電子入札共同運営事業ということで、すみません、そもそも入札の流れというものがどのような形になっているのかから伺います。

（総務部参事兼契約検査課長）入札の流れなのですが、各課で案件、建設工事ですとか物品ですとか、そういった入札にかける案件がある場合に契約検査課のほうに各案件を提出します。それを指名選考委員会または指名選考会で発注方法などについて審議した後に入札にかけることとなります。指名競争入札の場合は指名通知を行った後に応札してもらう、一般競争入札につきましては公告を行った後に応札をしていただくような形になります。

以上です。

（坂本）入札については全て電子入札ということになっているのか伺います。

（総務部参事兼契約検査課長）本市では、平成15年から埼玉県が運営する電子入札共同システムに参加し、平成18年度から一部運用を開始しております。平成20年度からは、建設工事、設計調査測量業務及び土木施設維持管理業務委託の競争入札案件におきまして電子入札を実施しております。県の電子入札共同システムにつきましては、これらの建設工事等という枠組みのほかに物品等の枠組みもございます。本市では、物品等の入札につきましては、令和6年度までは紙入札により執行していましたが、物品等につきましても電子入札共同システムに参加し、令和7年度から物品等の電子入札を開始しております。これにより、現在は全ての入札を電子入札により執行しております。

以上です。

（坂本）ありがとうございます。

104ページに行きます。シティプロモーション推進事業ということで、鴻巣市のことを知ってもらうということではありますが、どのような効果と伺いますか、成果を期待しているのかを伺います。

(総合政策課長) お答えをいたします。

本シティプロモーション推進事業の目的、期待しているところでございますけれども、市内外に本市の観光や産業、子育て等の魅力を積極的に発信することで、まず地域の愛着醸成を図るということが一つ目的でございます。また、地域のイメージの向上、ひいては移住人口、定住人口、関係人口の促進、こういったものを目指しておるところでございます。以上です。

(坂本) これは何年度からやっていたのでしょうか、伺います。

(総合政策課長) 事務事業のスタートの年度は、すみません、今手元にございませぬけれども、本市のシティプロモーションの推進事業の根幹をなす鴻巣市シティプロモーション推進方針につきましては令和4年3月に策定しておりまして、こちらの推進方針に基づきまして事業を今進めておるところでございます。

以上です。

(坂本) そうしましたらば、多分令和4年ぐらいから始まったと思うのですが、そこから何か成果とか、そのようなものは何かあったか伺います。

(総合政策課長) 成果ということで、こちらのシティプロモーションの推進につきましては、総合振興計画の中で施策の一つとして市民協働とシティプロモーションの推進というものを設定しておりまして、その中の指標といたしまして、鴻巣市政に関心を持っている市民の割合、また市民協働のまちづくりが進められていると思う市民の割合というのを施策の指標としてございます。直近の市民アンケートの結果から出た数字になりますけれども、鴻巣市政に関心を持っている市民の割合につきましては68.5% (P.70「71.2%」に発言訂正)、平成30年度の値が62.4%ですので、こちらについておおむね6%程度上昇してございます。また、市民協働のまちづくりが進められていると思う市民の割合につきましても約59.5% (P.70「62%」に発言訂正) になっておりまして、こちら51.2%ですので、こちらについても増加傾向にあるというふうに考えてございます。

以上です。

(坂本) ありがとうございます。

続きまして、108ページに移ります。基幹系システム事業と情報系システム事業とありますが、この基幹系と情報系のちょっと違いとか、もう一度内容について伺います。

(ICT推進課長) お答えいたします。

基幹系システム事業につきましては、マイナンバー等を使う重要な情報を扱うものを管理しているシステムについて管理している事業となります。情報系システム事業につきましては、職員がふだん事務に使う貸与パソコン等、あと文書管理システムであったり、そういうものを全てを管理している事業となります。

以上です。

(坂本) そうしますと、基幹系システムというのは、国が進める自治体システムの標準化等に関係があるのでしょうか、伺います。

(ICT推進課長) まさしくご指摘のとおりでして、国が進めております標準化事業といたしますものにつきましては全て基幹系にあるシステムになります。

以上です。

(坂本) それでは、基幹系システム事業の今後の取組について伺います。

(ICT推進課長) お答えいたします。

令和7年度末までとされておりました標準準拠システムへの移行作業につきましては、鴻巣市としましては標準化の対象業務20業務全て移行作業が完了しております。今後は、システムの安定稼働に向けて維持管理を行いながら、行政事務の効率化、迅速化が図られるよう、標準準拠システムに対する国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

(坂本) 分かりました。

そうしましたら、情報系システム事業についてですが、そのシステム導入による業務効率化の効果について伺います。

(ICT推進課長) お答えいたします。

令和6年度、令和7年度の2年間で、本庁舎新館及び保健センターの職員が使用する情報系貸与パソコンをデスクトップ型からモバイル型に変更したことにより、自席以外の場所での利用が可能となり、利便性が向上しています。

以上となります。

(坂本) そうしましたら、110ページのセキュリティー対策事業ということで、サイバー攻撃等への対応について伺います。

(ICT推進課長) 答えいたします。

本市のサイバー攻撃の対応としましては、業務で使用するネットワークとインターネットを分離することにより、住民情報等を扱うシステムへのサイバー攻撃を防御しております。また、インターネットを利用したサイバー攻撃の対応としましては、埼玉県が整備する埼玉県自治体情報セキュリティークラウドにより、インターネット通信を監視、防止しております。

以上となります。

(坂本) 続きまして、110ページのDX推進事業の中で、行政手続のオンライン化の状況について伺います。

(ICT推進課長) 行政手続のオンライン化につきましては、年々増えている状況ということで認識しております。

以上です。

(坂本) 行政サービスのデジタル化によって、市民サービスの向上や業務効率化についてどのような効果を見込んでいるか伺います。

(ICT推進課長) 答えいたします。

行政サービスのデジタル化による市民サービスの向上としまして見込まれている効果としましては、行政手続のオンライン化により、来庁が不要で24時間利用が可能となる利便性の向上を見込んでおります。業務効率化の効果としましては、窓口対応業務の削減や入力作業の削減により事務処理時間の削減を見込んでおります。

以上です。

(坂本) 最後に、128ページになります。結婚支援事業の中の項目のSA

I T A M A 出会いサポートセンター運営協議会負担金ということで7万3,000円が出ております。そして、埼玉のほうで、埼玉県でやっている恋たまとの、鴻巣市との関わりとか協力とか、支援とか、あとは成婚に至る実績等があれば伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

S A I T A M A 出会いサポートセンター、愛称恋たまへの歳出は、均等割と人口割から算出された7万3,000円を支出しております。この負担金を支払うことで市町村会員として加入でき、本市在住者は2年間の利用登録料金が通常1万6,000円のところ1万1,000円で利用登録が可能となっております。恋たまと本市との連携というところですが、まず令和5年度にコスモスアリーナふきあげで恋たまの婚活イベントを開催しております。また、本市において出張登録会を開催しております。それと、結婚の実績につきましては、本市は令和2年度から恋たまに加入しておりますが、令和8年1月末現在の本市における恋たまの登録者数は576人となっており、毎年約90人程度登録者が増加している状況となっております。また、本市在住者の成婚人数は、令和2年度から令和8年1月末までに31人となっております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時39分)



(開議 午後2時39分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) それでは、90ページなのですが、職員採用事務に関連しますので、お聞きいたします。

近年の職員、採用された後に自己都合で退職されている方もいらっしゃると思います。この近年の状況について伺います。

(職員課長) 自己都合退職者の人数というご質問にお答えいたします。令和4年度は1年間で10人、令和5年度は13人、令和6年度は18人と年々増加しているところでございます。

以上です。

（川崎）確かに今答弁でもありましたように年々増加しているなと思ったわけなのですが、これは職員課長の数字で持っていれば数字でお答えいただきたいのですが、もし数字がなければ職員課長として感じていらっしゃることで結構なのですが、主にどのような理由、自己都合の内容ですね、その理由について把握していらっしゃるのか伺います。

（職員課長）お答えいたします。

退職願には退職の理由、退職する理由というのを書いていただく必要はないのですが、退職という話を聞いたときに可能な限りその理由を伺っております。その中では、やはり20代、30代の職員については転職の方がほとんどです。また、50代になりますとご家族の介護ですとか、自分の健康面での退職ということ等が理由の主なものになっているのではないかなと感じております。

以上です。

（川崎）主に20代、30代ですと転職という理由が多いと感じていらっしゃるということでしたが、勤続年数にしますと何年ぐらいで、例えば1年ですとか2年、3年とかいろいろあるかと思うのですが、どのようにそこはつかんでいらっしゃいますでしょうか。

（職員課長）近年、勤続1年目で退職されるという方が残念ながらちよっと増えてきているところでございます。

以上です。

（川崎）採用事務に当たって、当然多くの面接もされるわけなのですが、そうしたことを踏まえてどのように職員採用事務に生かしていく考えなのかを伺います。

（職員課長）現在、少子化により大学や高等学校の卒業する人数等も減少している中で、職員採用試験の応募者の増加を図り、人材の確保につなげることが重要だと考えております。

以上です。

（川崎）それでは、もう少しそれに関連してお伺いをいたしますが、応募される人数を増やしていくということももちろん大事なのですが、そ

れにしても離職人数が増えていらっしゃるということが非常に今危惧しております。どのように職員の皆さんに対して対応していく必要があると考えるのかお伺いいたします。

（職員課長）離職のための対応というご質問かと思えますけれども、毎月毎月職員相談というものを実施しております、その中で相談いただいた内容で、職場の問題点ですとか、職員の困っていること等を職員課のほうで早めに察知して、その要因を排除するような取組をして、つなげて、働きやすい職場環境を醸成していきたいなというふうに考えております。

以上です。

（川崎）それでは、104ページに移ります。

行政評価推進事業についてでございますけれども、この内容の詳細をまずお伺いいたします。

（総合政策課長）行政評価推進事業ですけれども、こちらにつきましては、総合振興計画に基づくまちづくりにつきましては、施策の目指す姿が計画どおりに達成できているのか、こういったものを成果指標という物差しを活用して評価して、その評価を検証し、改善策やさらなる施策を講じていく、こういったことを目指して実施している事業でございます。以上です。

（川崎）たしかアンケートとかも取っていらっしゃるかと思うのですが、このアンケートの近年の回収状況について伺います。

（総合政策課長）まちづくり市民アンケートの回収状況でございますけれども、直近の令和7年度に関しましては回収率は36%、昨年度、令和6年度につきましては42%となっております。

以上です。

（川崎）この下がった要因についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。多分無作為で4,000件配布されていたように記憶しているのですが。分母が変わらないのか、またどういう原因で回収が下がったのか。どのように把握していらっしゃいますでしょうか。

（総合政策課長）お答えいたします。

令和6年度の時点では、委員おっしゃるとおり、無作為による市民4,000人ということで実施しておりました。令和7年度からは実は、無作為は一緒なのですけれども、市民の5,000人ということで、1,000人を上げてございます。こちらにつきましては、令和6年度までは、いわゆる督促というわけではないのですけれども、アンケートを実施して一定期間経過した後にアンケートの出し忘れはありませんかというような確認のお礼のはがき、お礼を含めましたはがきを発送しておったのですけれども、昨今の郵券料等の値上げ等も鑑みまして、そちらの発行のほうを少し取りやめる形で検討いたしました。そういった中で、やはり回収率の低下のほうも懸念がされましたことから、全体のアンケートの母数を1,000人増やして5,000人というふうに令和7年度から変更をしたという経緯がございます。今回、6から7で42%から36%に6%減となっておりますけれども、詳細な、なかなかつかみ切れなところはございますけれども、場合によってはこういったところの手法の変更も影響があったかもしれないかなというふうに捉えております。

以上です。

(川崎) そうしますと、枚数、回収した枚数としてはどのぐらいの違いがあったのか伺います。

(総合政策課長) お答えいたします。

枚数につきましては、令和6年度が1,678件、7年度が1,798件で、全体の回収の件数としては増加しております。こういったことから、アンケートに関しては十分市民の意見が集まって実施できたものというふうに捉えております。

以上です。

(川崎) 半数以下の回収であるということがあるのですけれども、これアンケートの方法なのですが、意外に細かく聞いていらっしゃるということを私思っております、もう少し答えやすいような聞き方とか工夫があってもいいのかなということ一度感じたことがありました。私のところにもそのアンケートが届いたことがありましたので。その辺の多くの回収ということを考えてときに、そういう方法の見直しということ

が考えられるのか、それとも今の聞き方が大変これが行政評価に役に立っているのだということなのか。その点についてお伺いをいたします。

（総合政策課長）お答えをいたします。

アンケートの設問の数なのですけれども、令和7年度については62問、昨年度につきましては61問ということで、アンケートの設問自体は委員おっしゃるとおり多いのかなというような感想を持たれる方もいらっしゃるかなと思っております。こちらにつきましては、毎年度各課にも確認をしながら適正な設問数について検証しておるところでございますけれども、こちらの市民アンケートの目的というか、内容につきましては、やはり市民の方がそれぞれの施策とか内容についてどう思っているのか、またこちらのアンケートの結果をいわゆるまちづくり施策の基本事業、事務事業の成果指標値の取得に用いているというところがございませう。そういったところから、大幅な減というのは難しいかなというふうには現時点では捉えておりますけれども、適正な数につきましては引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（川崎）同じページになります。シティプロモーション推進事業についてお伺いをいたします。

前任者からも幾つか質問がありました。これらの取り組んできた成果もちろもあるし、また一方で課題もあったかと思いますが、その成果と課題をどのように令和8年度生かしていくという考えなのか。何か具体的なものがあればお示しいただきたいと思っております。

（総合政策課長）シティプロモーション推進事業につきましては、先ほどもご答弁させていただいた部分もございませうけれども、市内外に鴻巣市の魅力、積極的に発信すると。鴻巣市のシティプロモーションの特徴といたしましては、内向き、市民に向けたというところが一つポイントでございまして、地域の愛着醸成、こういったものに目を向けている、力を入れているというところが特徴があるというふうに承知しております。こういったところから、先ほどまちづくり市民アンケートの結果を基に鴻巣市の進捗状況について申し上げたところなのですけれども、その中

の指標の一つで、この1年間で知人、友人に対して鴻巣市の魅力を伝えたことがある市民の割合等につきましても結果が向上、増加傾向にあるということで、こちらのシティプロモーションにつきましても一定の成果のほうがあるのかなというふうに考えてございます。

課題というところでございますけれども、そちらをさらに伸ばしていくというところが1点、また外向きの部分、市外のほうの皆さんにも市の魅力も発信して関係人口等の増加、こういったものにつなげていきたいなというふうに考えております。

以上です。

(川崎) 今答弁にありました、一つの特徴なのでしょうか、このシティプロモーションが。あえて内向きにしていると。愛着醸成を図っているということがありました。そもそもなぜそういうふうにしたのかについて伺います。

(総合政策課長) 一般的なシティプロモーションにつきましても、いわゆる定住促進というようなものに事業の一環としてやられているというところが多いかなと思うのですが、市の魅力をただ単に発信していくというだけになってしまって、市民が主体となって取り組むとか、市のまちづくりになかなか貢献しないという部分はございますけれども、こちらについて内向き、市民向けにやっていくことによりまして、シビックプライドの醸成とかシティーセールスの実践、こういったものをシティプロモーションの基本的な考えに据えまして、これらを効果的に推進することでまちづくり全体の推進力と魅力発信力、こういったところを関連づけながらまちづくりが進められると。このような形で考えたところから、推進方針に位置づけたものでございます。

以上です。

(川崎) 表現の仕方によって随分違ってくるのかなと思うのですが、内向きという形ですと非常に狭まった感じがするのですが、今答弁の中でありましたシビックプライドの醸成なのだということかなと思われました。かつて議会でも私質問したことがありますけれども、その内向きをずっと突き詰めていきますと、市に対してどれだけの愛着を持つか、

要するに鴻巣市に対してのシビックプライド、これをどう持っていくかということで、シビックプライドの条例ということも必要なのではないかと1度議会でも質問したことがあります。こうしたシビックプライド条例などについて今後市として考えていく方向性にあるのかどうか伺います。

（総合政策課長）条例の制定ということでございますけれども、こちらについては調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（川崎）では、大いに調査研究していただきたいと思っておりますけれども。SDGs推進事業について伺います。こちらについては、新しい事業になります。1階ロビーを使って、常設していくということでありました。その常設の展示物についても、前任者の質問により明らかになっております。一つの大きなものとしましては、万博レガシーを活用してということで、給水スポットも設置すると。そのことによって市民の、知識ではなく行動変容につなげていくのだということが非常に大きいことだと思われました。この意義は大いに私も賛成をいたしますが、常設をすることでもこれもありがたいことなのですけれども、1つ常設には課題がありまして、ずっと同じものがあるとやはりもう、なかなか皆さんも慣れてしまいまして、そのままになってしまうと。結局市民の意識変容あるいは行動変容につなげようと思って常設したことがかえって市民の意識があまり向上しないということにもつながりかねないと思うのです。ですので、単なる常設でいいのかなということが私は課題であると思うのですけれども、そういうことについて何か新しい取組をこれから考えていこうとするのか。皆さんの行動変容につながるような仕組み、何か考えていらっしゃるのか伺います。

（総合政策課長）SDGs推進啓発コーナーのいわゆる展示の内容ということでございますけれども、こちらについては、市の取組のほか、このとりSDGsパートナーの取組や私が取り組むSDGsコーナーということで、市民の方がいろいろと入れていただくような取組を書いていただくようなことも検討してございます。いわゆる委員のご指摘、展

示が増設だとマンネリ化してしまうのではないかというようなご指摘かなというふうに思っておるのですけれども、こちらにつきまして、まずこのとりSDGsパートナーにつきましては、いろんな方が取組紹介していただけるようにパートナー事業者さんに働きかけをして、なるべく多くの事業者さんの取組がPRできるように取組を進めてまいりたいと思っております。また、市の取組の紹介するSDGs推進コーナーにつきまして、鴻巣市の28の施策が全てSDGsのいずれかのゴールにつながっておるというところで、こちら現在、市のロビー、市役所の本庁舎ロビーでも各課のほうでいろいろと啓発の活動をしておるといようなものもございます。こういったところもSDGsという視点で結びつけることによって、市としてSDGsの推進も含めてまちづくりを進めている、こういったものを打ち出してまいりたいと。その一環の中で、様々なテーマについて取り上げることで、市民の皆さんに新鮮味を持って見ていただけるようにしてまいりたいと思っております。

また、展示につきましては、今回モニター等も使ってまいりますので、比較的展示内容についても充実させることができるかなというふうに思っております。

以上です。

（川崎）行動変容ということについてお伺いをしたいと思えます。

1つには、ブーケのダウンロードができるというお話がありました。また、もう一点は給水スポットを設置するというようなお話がありましたけれども、それらについて行動変容をどのように促していくという考えなのか伺います。

（総合政策課長）令和7年1月から市民の皆さんの行動変容を促すきっかけの一つとして、SDGsポイント制度ブーケのほうをスタートして、手元にあるスマートフォンにアプリをダウンロードすることによって日々の暮らしの中でSDGsを取り入れていただくというようなところを目指しておるところでございます。今回のSDGs推進啓発コーナーにつきましても、広報等でそのブーケのほうはPRさせていただいているところですが、この啓発コーナー見ていただいて関心を持っていただい

た方に早速まちのコインのダウンロードにつなげていただけるような形でスポットをつくってまいりたいというふうに考えております。

こういった中で、ブーケの普及に向けた取組どういったものというようなお話かなと思うのですけれども、これまでもスポットの登録を増やしたりとか、ユーザーの登録者数を増やしたりとか、また体験につきましても市の事業の活用について積極的にやっておったところですが、また令和8年度から新たにブーケの中での抽せん会というものがございます、こちらに市の特産品のPRを兼ねまして抽せん会を実施していくというふうに考えてございます。こういった取組を通じましてブーケの普及に向けて進めることによって、SDGsについての関心がある市民の割合、またSDGsに取り組んでいる市民の割合、これを向上させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(川崎) それでは最後に、128ページの結婚支援事業についてお伺いいたします。

こちら前任者のほうから質問があったのですが、要綱等の見直しについて検討していくというお話がありましたが、具体的にどんなふうに変更していくことなのかお伺いをいたします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

申請条件にございます夫婦の合計所得が500万円以下となっておりますが、500万が低所得者と言えるのかというところをご指摘いただきましたので、その部分について再度検討させていただきまして、低所得者という文言を削除する方向で検討しております。なお、国の交付金を受けられるように、他の目的や条件等の変更はない予定となっております。以上でございます。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時03分)



(開議 午後3時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、質疑なしと認めます。

(総合政策課長) 申し訳ございません。先ほどの私のほうから坂本委員のシティプロモーションに関して市の施策の達成度について、進捗度について申し上げた数字の誤りがございましたので、訂正をさせていただければと存じます。

初めに、鴻巣市市政に関心を持っている市民の割合につきましては、こちら先ほど68.5%と申し上げましたけれども、正しくは71.2%、続いて市民協働のまちづくりが進められていると思う市民の割合、こちらにつきまして59.5%と申し上げましたが、正しくは62%でございます。おわびして訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(金澤) それでは、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算について政策総務常任委員会の付託された部分について、賛成の立場から討論をいたします。

並木市政は、令和8年度の施政方針、また予算案の大綱で「しあわせと生きがいを感じられる“ウェルビーイング”なまちづくり」を標榜し、市政運営では「こども・若者、子育てにやさしいまちづくり」、「安全・安心で利便性が実感できるまちづくり」、「SDGsの取組の深化による持続可能なまちづくり」、この3つを基本理念として効果的、効率的な市政運営を展開していくと述べております。令和8年度の鴻巣市一般会計予算は472億2,900万円、対前年度比40億9,800万円、率にして約9.5%の増ということで、過去最大の予算となっております。重点事業及び主要事業では、数々の公約事業を様々な視点から検討を行い、新規、

また一部新規拡充事業の展開を計画しております。政策総務常任委員会の所管では、一部新規のSDGsの推進事業やDX推進事業、公共施設等マネジメント事業の推進、また重点事業の第7次総合振興計画策定事業、市長のまち探検事業、情報系システム事業、包括施設管理業務事業等、市民全意に沿った事業を予算化しております。本予算は、喫緊の課題である物価高騰に負けない生活者支援や事業者支援の暮らしを支えるための事業予算を確保して、経済、社会への影響を考慮した予算編成となっていると思料いたします。

また、庁内ヒアリングによる行政評価の確認や効果的、効率的な予算編成、大規模事業等の将来展望の判断による政策決定プロセスを導入した予算であり、市民と歩む新しい鴻巣の持続可能な地域社会のまちづくり、市民目線に合った新たな課題に積極的に取り組む予算となっていることを評価し、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち所管する歳入歳出について賛成いたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

暫時休憩します。

(休憩 午後3時08分)



(開議 午後3時11分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これよりタブレットに掲載しました提言(案)につきましてお諮りいたします。

これまでの所管事務調査結果を「SDGsを活かしたまちづくりへの提言」としてまとめ、政策総務常任委員会として議長に提出したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、政策総務常任委員会として「SDGsを活かしたまちづくりへの提言」を議長に提出することに決定しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時11分)